

市 町 の 現 況

目 次

1	「一部事務組合等の取扱い」	1 ～ 4
2	「都市提携」	
	(1) 国内都市との提携	5
3	「児童福祉事業」	
	(1) 放課後児童クラブ関係事業	6 ～ 8
	(2) 公立児童館事業	9 ～ 11
4	「保健衛生事業」	
	(1) 健康診査・がん検診	12 ～ 21
5	「病院事業」	
	(1) 管理運営等の概要	22 ～ 23
6	「商工・観光関係事業」	
	(1) 観光イベント振興事業	24 ～ 31
	(2) 観光施設運営等事業	32 ～ 36
7	「建設関係事業」	
	(1) 都市公園等	37 ～ 38
8	「交通関係事業」	
	(1) 自転車等駐車場管理	39
9	「消防防災関係事業」	
	(1) 防災行政無線	40 ～ 44
10	「社会教育事業」	
	(1) 公民館	45 ～ 56
11	「文化振興事業」	
	(1) 文化団体の育成・支援事業	57
	(2) 図書館事業	58 ～ 62
12	「その他の事業（女性政策）」	
	(1) 女性センター管理・運営事業	63 ～ 64
13	「その他の事業（青少年健全育成事業）」	
	(1) 青少年健全育成事業	65 ～ 67
14	「その他の事業（市・町民葬儀）」	
	(1) 葬斎場	68 ～ 69

※ 市町の現況は、いずれも、各合併協議会において、当該合併協定項目が確認された時点のものである。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	
	現況	
項目	高松市	塩江町
1 高松地区広域市町村圏振興事務組合	(構成市町) 高松市・塩江町・香川町・香南町・直島町・三木町・牟礼町・庵治町・綾上町・綾南町・国分寺町 (共同で実施している事務) ① 広域市町村圏計画の策定 ② 広域市町村圏計画実施のための連絡調整 ③ 総合老人ホーム「ひぐらし荘」の設置・管理運営 ④ 介護認定審査会の設置・管理運営 ⑤ 広域交流センターの設置・管理運営 ⑥ し尿処理施設の設置・管理運営 ⑦ 南部ごみ処理施設及び同施設に併設する関連施設の設置・管理運営 ⑧ 西部ごみ処理施設と、それに併設するスポーツ・レクリエーション公園の設置・運営管理 ⑨ 椋川ダム建設 ⑩ 椋川ダムに係る水道用水の供給	(構成市町) 高松市と同じ。 (共同で実施している事務) ① 高松市と同じ。 ② 高松市と同じ。 ③ 高松市と同じ。 ④ 高松市と同じ。 ⑤ 高松市と同じ。 ⑥ 高松市と同じ。 ⑦ 高松市と同じ。 ⑧ 該当なし。 ⑨ 高松市と同じ。 ⑩ 該当なし。
2 木田香川地区町村税滞納整理組合	該当なし。	(構成市町) 塩江町・香川町・香南町・三木町・牟礼町・庵治町・直島町 (共同で実施している事務) ・滞納町村税等の整理

部会名	総務・企画財政・市民・消防
-----	---------------

問題点・課題
・両市町が加入している一部事務組合に差異がある。 ・塩江町のみが加入している一部事務組合がある。 ・両市町において、土地開発公社を設立している。

対応策
両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入するものとする。 塩江町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行うものとする。 塩江町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合するものとする。

調整案
両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入するものとする。 塩江町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行うものとする。 塩江町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	16 一部事務組合等の取扱い	
分 類	一部事務組合等の状況	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
3 讃岐地区広域 消防組合	該当なし。	(構成市町) 塩江町・香川町・香南町・三木町・牟礼町・庵治町 (共同で実施している事務) ・消防組織法及び消防法の定める消防事務 (水利施設の設置及び管理並びに非常備消防に 関する事務を除く。) ・液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する 法律に基づく事務のうち、以下のもの。 (1) 第16条の2第2項の規定による命令 (2) 第38条の3の規定による届出の受理 (3) 第83条第3項の規定による立入検査等 ※ (1)及び(3)については、(2)の届出に係るもの に限る。
4 香川南部葬斎 場組合	該当なし。	(構成市町) 塩江町・香川町・香南町 (共同で実施している事務) ・火葬場の設置、管理、葬祭事業

部会名	総務・企画財政・市民・消防
-----	---------------

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	16 一部事務組合等の取扱い	
分 類	一部事務組合等の状況	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
5 香川縣市町総合事務組合	該当なし。	(構成市町) 善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、県内全町(30町)、消防関係一部事務組合(32組合)、財産区(34財産区) (共同で処理する事務) ・組合市町等の職員に対する退職手当の支給に関する事務 ・非常勤消防団員の災害補償 ・消防作業及び救急業務協力者の災害補償 ・水防従事者の災害補償 ・災害対策応急措置業務従事者の災害補償 ・非常勤消防団員の退職報償金支給 ・消防団員及び消防作業等従事者の賞じゅつ金、弔慰金、見舞金の支給 ・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害又は通勤による災害補償 ・公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する事務

部会名	総務・企画財政・市民・消防
-----	---------------

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	16 一部事務組合等の取扱い	
分 類	一部事務組合等の状況	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
6 土地開発公社	【高松市 土地開発公社】 (基本財産) 500万円 (設立日) 昭和48年3月31日	【塩江町 土地開発公社】 (基本財産) 500万円 (設立日) 平成2年9月13日

部会名	総務・企画財政・市民・消防
-----	---------------

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24－1 各種事務事業の取扱い(都市提携)				
分 類	国内都市との提携				
項 目	高 松 市		塩 江 町		
1 都市名及び提携年月日	国内3都市と提携 (姉妹城都市) ・彦根市(滋賀県) 昭和41年8月15日都市提携 (親善都市) ・水戸市(茨城県) 昭和49年4月13日都市提携 (友好都市) ・矢島町(秋田県) 平成11年10月27日都市提携 ※上記3市町のほか、都市提携は結んでいないが、高松町(石川県)とも交流を行っている。		国内1都市と提携 (友好都市) ・枚方市(大阪府) 昭和62年2月20日都市提携 <table border="1"><tr><td>枚方市を介して、交流を行っている都市</td><td>・別海町(北海道) 昭和62年 ・中村市(高知県) 昭和62年 ・名護市(沖縄県) 平成9年</td></tr></table>	枚方市を介して、交流を行っている都市	・別海町(北海道) 昭和62年 ・中村市(高知県) 昭和62年 ・名護市(沖縄県) 平成9年
	枚方市を介して、交流を行っている都市	・別海町(北海道) 昭和62年 ・中村市(高知県) 昭和62年 ・名護市(沖縄県) 平成9年			
2 交流事業		・枚方市、北海道別海町、塩江町が共同で開催する物産展を、毎年11月に枚方市で開催している。 ・別海町と塩江町の中学生が毎年7月に、お互いの町を訪問している。(毎年交替) ・5市町において、友好を深めるために、各市町持ち回りで開催地となり、「友好都市サミット」を開催している。(2年に1回開催) ・枚方市と塩江町の小学生が毎年7月に、お互いの市町を訪問している。(毎年交替)			

部会名	総務
-----	----

問題点・課題
・提携先が異なっている。 ・提携に至った経緯が異なっている。 ・交流事業の内容が異なっている。 ・提携相手の合併問題も考慮する必要がある。 ・枚方市の意向確認が必要となる。

対応策
・高松市の都市提携については継続する。 ・塩江町が都市提携を行っている枚方市については、提携先の意向等を確認し、今後のあり方を協議する。 ・塩江町が枚方市および別海町と実施している小中学生の相互訪問については、学校間(地域間)の交流事業としての継続も検討する。

調整案
・高松市の都市提携については、継続する。 ・塩江町の都市提携・交流については、交流先の意思等を尊重し、合併時まで、地域間交流等のあり方を含め、調整するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－9 児童福祉事業		
分 類	放課後児童クラブ関係事業		
	現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町	
1 現況	・放課後児童クラブで、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して、適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図っている。(川島放課後児童クラブ) (対象) 小学校低学年(1～3年生) (開設数) 1箇所 (定員) 50人 (開設時間) 平日 放課後～午後6時 土曜日 午前8時30分～午後6時 長期休業中 午前8時30分～午後6時 (開設場所) 小学校敷地外の市有地 (利用者負担金) 月～金の利用者 月額5,000円 月～土の利用者 月額7,000円 (運営方法) 管理・運営を地元団体に委託 ・留守家庭で、放課後、保護監督に著しく欠ける小学校低学年児童を対象に留守家庭児童会を開設し、指導員が保護者に代わって生活指導を行っている。 (対象) 小学校低学年(1～3年生) (開設数) 29教室 (定員) 各教室 40人 (開設時間) 平日 放課後～午後6時 長期休業期間等 午前8時30分～午後6時 (開設場所) 小学校内専用施設 (保護者負担) 月額5,000円 (運営方法) 管理は教育委員会で直営、運営は児童会ごとに運営委員会を置き、その運営に当たる。 ・昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等の育成指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織として児童クラブを設置し、児童の健全育成を図っている。 (対象) 主として小学校低学年(1～3年生) (開設数) 3箇所 (定員) 利用者は概ね30人～70人 (開設時間) 平日 放課後～午後6時 第1・3土曜日 午前9時30分～午後1時 長期休業中 午前8時～午後6時 (開設場所) 公立児童館 2箇所(浅野児童館, 川東児童館) 小学校内専用施設 1箇所(大野小学校) ※ただし、平成17年2月頃に浅野児童館で実施している放課後児童クラブを空き施設となっている旧第3保育所へ移転する予定 (利用者負担金) 無料 (運営方法) 管理・運営は直営		

部 会 名	健康福祉・教育
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
運営方法、利用者負担金、指導員体制、利用日及び利用時間が異なる。

対 応 策
・香川町の放課後児童クラブは、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。 ・香川町の放課後児童クラブの運営方法については、委託化することとし、委託時期については、合併時まで調整するものとする。 ・利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ・利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。

調 整 案
香川町の放課後児童クラブは、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。 ただし、香川町の放課後児童クラブの運営方法については、合併時まで調整するものとする。 利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－9 児童福祉事業		
分 類	放課後児童クラブ関係事業		
	現 況		
項 目	高 松 市	国 分 寺 町	
1 現況	・放課後児童クラブで、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して、適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図っている。(川島放課後児童クラブ) (対象) 小学校低学年(1～3年生) (開設数) 1箇所 (定員) 50人 (開設時間) 平日 放課後～午後6時 土曜日 午前8時30分～午後6時 長期休業中 午前8時30分～午後6時 (開設場所) 小学校敷地外の市有地 (利用者負担金) 月～金の利用者 月額5,000円 月～土の利用者 月額7,000円 (運営方法) 管理・運営を地元団体に委託 ・留守家庭で、放課後、保護監督に著しく欠ける小学校低学年児童を対象に留守家庭児童会を開設し、指導員が保護者に代わって生活指導を行っている。 (対象) 小学校低学年(1～3年生) (開設数) 29教室 (定員) 各教室 40人 (開設時間) 平日 放課後～午後6時 長期休業期間等 午前8時30分～午後6時 (開設場所) 小学校内専用施設 (保護者負担) 月額5,000円 (運営方法) 管理は教育委員会で直営、運営は児童会ごとに運営委員会を置き、その運営に当たる。	・昼間家庭に保護者のいない小学校低学年児童等の、育成・指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織として放課後児童クラブを設置し、児童の健全育成の向上を図っている。 (対象) 小学校低学年(1～3年生) (開設数) 7箇所 (定員) 公立児童館 定めていない。 公立公民館 65人 教育委員会の施設 75人 (開設時間) 平日 放課後～午後5時 長期休業中 午前9時～午後5時 ※土曜日は開設していない。 (開設場所) 公立児童館 5箇所(新居児童館、新居東児童館、国分児童館、福家児童館、新名柏原児童館) 公立公民館 1箇所(北部公民館分館) 教育委員会の施設 1箇所(勤労青少年ホーム) ※ただし、長期休業中は公立児童館のみで実施 (利用者負担金) 無料 (運営方法) 管理・運営は直営	

部 会 名	健康福祉・教育
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
運営方法、利用者負担金、利用日及び利用時間が異なる。

対 応 策
・国分寺町の放課後児童クラブについては、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。 ・国分寺町の放課後児童クラブの運営方法については、委託化することとし、委託時期については、合併時まで調整するものとする。 ・利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ・利用者負担金については、合併年度は現行のとおとし、合併年度の翌年度から3年度目において高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。

調 整 案
国分寺町の放課後児童クラブについては、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。 ただし、国分寺町の放課後児童クラブの運営方法については、合併時まで調整するものとする。 利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一するものとする。 利用者負担金については、合併年度は現行のとおとし、合併年度の翌年度から3年度目において高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－8 児童福祉事業	
分 類	放課後児童クラブ関係事業	
	現	況
項 目	高 松 市	香 南 町
1 現況	・放課後児童クラブで、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して、適切な遊びおよび生活の場を与えてその健全な育成を図っている。(川島放課後児童クラブ) (対象) 小学校低学年(1～3年生) (開設数) 1ヵ所 (定員) 50人 (開設時間) 平日 放課後～午後6時 土曜日 午前8時30分～午後6時 長期休業中 午前8時30分～午後6時 (開設場所) 小学校敷地外の市有地 (利用者負担金) 月～金の利用者 月額5,000円 月～土の利用者 月額7,000円 (運営方法) 管理・運営を地元団体に委託 ・留守家庭で、放課後、保護監督に著しく欠ける小学校低学年児童を対象に留守家庭児童会を開設し、指導員が保護者に代わって生活指導を行っている。 (対象) 小学校低学年(1～3年生) (開設数) 29教室 (定員) 各教室 40人 (開設時間) 平日 放課後～午後6時 長期休業期間等 午前8時30分～午後6時 (開設場所) 小学校内専用施設 (保護者負担) 月額5,000円 (運営方法) 管理は教育委員会で直営、運営は児童会ごとに運営委員会を置き、その運営に当たる。	昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等の育成指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織として児童クラブを設置し、児童の健全育成を図っている。 (対象) 主として小学校低学年(1～3年生) (開設数) 1ヵ所 (定員) 定めていない。 (開設時間) 平日 放課後～午後6時 土曜日 午前8時30分～午後5時 長期休業中 午前8時30分～午後5時 (開設場所) 公立児童館 1ヵ所 (ししまる館) (利用者負担金) 無料 (職員) 臨時職員3名 (運営方法) 管理・運営は直営

部 会 名	健 康 福 祉 ・ 教 育
-------	---------------

問 題 点 ・ 課 題
運営方法、利用者負担金及び利用時間が異なる。

対 応 策
香南町の放課後児童クラブは、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。 ただし、香南町の放課後児童クラブの運営方法については、委託化することとし、委託時期については、合併時まで調整するものとする。 利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一するものとする。 利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。

調 整 案
香南町の放課後児童クラブは、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。 ただし、香南町の放課後児童クラブの運営方法については、合併時まで調整するものとする。 利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一するものとする。 利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－9 児童福祉事業	
分 類	公立児童館事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 名称	該当なし。	香川町立川東児童館 香川町立浅野児童館
2 設置目的		児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、地域組織活動の育成助長を図る等、児童の健全育成に関する総合的な機能を果たす目的をもって、児童福祉法第40条の規定に基づき、設置している。
3 事業内容		1 児童の集団的な指導育成に関すること。 2 児童の個別的な指導育成に関すること。 3 児童の研修集会に関すること。 4 地域組織活動の助長に関すること。 5 その他児童の健全育成に関すること。 ※放課後児童クラブの用務を兼務している。
4 開館時間等		(通常時期) ・平日 午前8時開館 午後6時閉館 ・土曜日 午前9時30分開館 午後1時閉館 (小学校の長期休業中) ・平日 午前8時開館 午後6時閉館 ・土曜日 午前8時開館 午後1時閉館 (休館日) ・日曜日並びに毎月の第2土曜日及び第4土曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題
高松市では、公立児童館事業を実施していない。

対応策
香川町の公立児童館は、高松市の公立児童館として引き継ぐ。 なお、運営方法については、合併時まで調整するものとする。

調整案
香川町の公立児童館は、高松市の公立児童館として引き継ぐ。

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24－9 児童福祉事業	
分 類	公立児童館事業	
現 況		
項 目	高 松 市	国 分 寺 町
1 名 称	該当なし。	新居東児童館、国分児童館、福家児童館、新名柏原児童館 ※新居児童館を除く(協定項目第24－4号「人権啓発事業」で協議)
2 設置目的		児童を個別的及び集団的に指導して、児童の健康を増進し、情操を豊かにするとともに、地域の組織活動を助長し、もって児童の健全育成を図るための総合的機能を供与している。
3 事業内容		1 健全な遊びを通して、児童の集団及び個別的指導を行う。 2 子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成助成を図る。 3 その他、地域の児童の健全な育成に必要な活動を行う。
4 開館時間等		(開館時間) 午前9時開館 午後5時閉館 (休館日) ・第1・第3日曜日 ・国民の休日に関する法律に規定する休日 ・12月28日から翌年1月4日

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題
高松市では、公立の児童館事業を実施していない。

対応策
国分寺町の公立児童館については、高松市の公立児童館として引き継ぐ。 なお、運営方法等については、合併時まで調整するものとする。

調整案
国分寺町の公立児童館については、高松市の公立児童館として引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－8 児童福祉事業	
分 類	公立児童館事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 南 町
1 名称	該当なし。	ししまる館 ※放課後児童クラブの用務を兼務している。
2 設置目的		児童を個別的及び集団的に指導して、児童の健康を増進し情操を豊かにするとともに、地域の組織活動を助長し、人権尊重を基本に児童の健全育成を図るための総合的機能を供与することを目的とし、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条の規定に基づき、設置している。
3 事業内容		1 健全な遊びを通して、児童の集団的及び個別的指導を行うこと。 2 子供会、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長を図ること。 3 その他、人権尊重を基本に地域の児童の健全な育成に必要な活動を行うこと。
4 開閉時間等		(時間) ・1月から3月及び10月から12月まで 午前9時開館 午後5時閉館 ・4月から9月まで 午前9時開館 午後6時閉館 (休館日) ・日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日 ※ただし、館長は特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題
高松市では、公立児童館事業を実施していない。

対応策
香南町の公立児童館は、高松市の公立児童館として引き継ぐ。 なお、運営方法については、合併時まで調整するものとする。

調整案
香南町のししまる館は、高松市の公立児童館として引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－11 保健衛生事業																																															
分 類	健康診査・がん検診																																															
現 況																																																
項 目	高 松 市		塩 江 町																																													
1 実施方法	<table><tr><th>事業名</th><th>実施方法</th></tr><tr><td>基本健康診査</td><td>個別</td></tr><tr><td>胃がん検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>肺がん検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>大腸がん検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>子宮がん検診</td><td>個別・集団</td></tr><tr><td>乳がん検診</td><td>個別</td></tr><tr><td>前立腺がん検診</td><td>個別</td></tr><tr><td>肝炎ウィルス検診</td><td>個別</td></tr><tr><td>結核検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>成人歯科健診</td><td>個別</td></tr></table> 個別＝医療機関で実施 集団＝保健センター、検診車等で実施		事業名	実施方法	基本健康診査	個別	胃がん検診	集団	肺がん検診	集団	大腸がん検診	集団	子宮がん検診	個別・集団	乳がん検診	個別	前立腺がん検診	個別	肝炎ウィルス検診	個別	結核検診	集団	成人歯科健診	個別	<table><tr><th>事業名</th><th>実施方法</th></tr><tr><td>基本健康診査</td><td>個別・集団 ※</td></tr><tr><td>胃がん検診</td><td>個別・集団 ※</td></tr><tr><td>肺がん検診</td><td>集団 ※</td></tr><tr><td>大腸がん検診</td><td>集団 ※</td></tr><tr><td>子宮がん検診</td><td>個別・集団</td></tr><tr><td>乳がん検診</td><td>個別・集団</td></tr><tr><td>前立腺がん検診</td><td>個別・集団 ※</td></tr><tr><td>肝炎ウィルス検診</td><td>個別・集団 ※</td></tr><tr><td>結核検診</td><td>集団 ※</td></tr><tr><td>成人歯科健診</td><td>個別・集団 ※</td></tr></table> ※ ⇒ 総合検診として同時に実施		事業名	実施方法	基本健康診査	個別・集団 ※	胃がん検診	個別・集団 ※	肺がん検診	集団 ※	大腸がん検診	集団 ※	子宮がん検診	個別・集団	乳がん検診	個別・集団	前立腺がん検診	個別・集団 ※	肝炎ウィルス検診	個別・集団 ※	結核検診	集団 ※	成人歯科健診	個別・集団 ※
事業名	実施方法																																															
基本健康診査	個別																																															
胃がん検診	集団																																															
肺がん検診	集団																																															
大腸がん検診	集団																																															
子宮がん検診	個別・集団																																															
乳がん検診	個別																																															
前立腺がん検診	個別																																															
肝炎ウィルス検診	個別																																															
結核検診	集団																																															
成人歯科健診	個別																																															
事業名	実施方法																																															
基本健康診査	個別・集団 ※																																															
胃がん検診	個別・集団 ※																																															
肺がん検診	集団 ※																																															
大腸がん検診	集団 ※																																															
子宮がん検診	個別・集団																																															
乳がん検診	個別・集団																																															
前立腺がん検診	個別・集団 ※																																															
肝炎ウィルス検診	個別・集団 ※																																															
結核検診	集団 ※																																															
成人歯科健診	個別・集団 ※																																															
2 実施形態	各検診を、個別に行っている。		総合検診として、基本健康診査、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診等を同時に実施している。																																													
3 自己負担額	<table><tr><th>事業名</th><th>自己負担額</th></tr><tr><td>基本健康診査</td><td>無料</td></tr><tr><td>胃がん検診</td><td>1,300円</td></tr><tr><td>肺がん検診</td><td>喀痰検査:800円</td></tr><tr><td>大腸がん検診</td><td>500円</td></tr><tr><td>子宮がん検診</td><td>個別:2,200円 集団:1,000円</td></tr><tr><td>乳がん検診</td><td>視触診:1,000円, 視触診+マンモグラフィ:2,000円</td></tr><tr><td>前立腺がん検診</td><td>40～69歳:1,200円 70歳以上: 600円</td></tr><tr><td>肝炎ウィルス検診</td><td>無料</td></tr><tr><td>結核検診</td><td>無料</td></tr><tr><td>成人歯科健診</td><td>無料</td></tr></table>		事業名	自己負担額	基本健康診査	無料	胃がん検診	1,300円	肺がん検診	喀痰検査:800円	大腸がん検診	500円	子宮がん検診	個別:2,200円 集団:1,000円	乳がん検診	視触診:1,000円, 視触診+マンモグラフィ:2,000円	前立腺がん検診	40～69歳:1,200円 70歳以上: 600円	肝炎ウィルス検診	無料	結核検診	無料	成人歯科健診	無料	<table><tr><th>事業名</th><th>自己負担額</th></tr><tr><td>基本健康診査</td><td>1,300円</td></tr><tr><td>胃がん検診</td><td>700円</td></tr><tr><td>肺がん検診</td><td>喀痰検査:300円</td></tr><tr><td>大腸がん検診</td><td>300円</td></tr><tr><td>子宮がん検診</td><td>500円</td></tr><tr><td>乳がん検診</td><td>視触診:300円 視触診+超音波:300円</td></tr><tr><td>前立腺がん検診</td><td>40～64歳:1,000円 75歳以上: 500円</td></tr><tr><td>肝炎ウィルス検診</td><td>500円</td></tr><tr><td>結核検診</td><td>無料</td></tr><tr><td>成人歯科健診</td><td>無料</td></tr></table>		事業名	自己負担額	基本健康診査	1,300円	胃がん検診	700円	肺がん検診	喀痰検査:300円	大腸がん検診	300円	子宮がん検診	500円	乳がん検診	視触診:300円 視触診+超音波:300円	前立腺がん検診	40～64歳:1,000円 75歳以上: 500円	肝炎ウィルス検診	500円	結核検診	無料	成人歯科健診	無料
事業名	自己負担額																																															
基本健康診査	無料																																															
胃がん検診	1,300円																																															
肺がん検診	喀痰検査:800円																																															
大腸がん検診	500円																																															
子宮がん検診	個別:2,200円 集団:1,000円																																															
乳がん検診	視触診:1,000円, 視触診+マンモグラフィ:2,000円																																															
前立腺がん検診	40～69歳:1,200円 70歳以上: 600円																																															
肝炎ウィルス検診	無料																																															
結核検診	無料																																															
成人歯科健診	無料																																															
事業名	自己負担額																																															
基本健康診査	1,300円																																															
胃がん検診	700円																																															
肺がん検診	喀痰検査:300円																																															
大腸がん検診	300円																																															
子宮がん検診	500円																																															
乳がん検診	視触診:300円 視触診+超音波:300円																																															
前立腺がん検診	40～64歳:1,000円 75歳以上: 500円																																															
肝炎ウィルス検診	500円																																															
結核検診	無料																																															
成人歯科健診	無料																																															

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題
・実施方法、自己負担額、自己負担免除者に差異がある。 ・実施形態について、塩江町では、総合検診として、基本健康診査、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診等を同時に実施している。

対応策
高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町で実施している総合検診については、現行のとおり実施するものとするが、合併年度の翌年度から3年度目において見直しを行うものとする。 なお、国の制度の変更等により、検診の実施方法等に差異が生じる場合については、合併時まで調整するものとする。

調整案
高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町で実施している総合検診については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24－11 保健衛生事業	
分 類	健康診査・がん検診	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
4 自己負担免除者	①胃、肺、大腸、子宮、乳がん検診： 70歳以上、生活保護世帯、市民税非課税世帯 ②前立腺がん検診： 生活保護世帯、市民税非課税世帯	①基本健康診査、胃、肺、大腸、子宮、 乳がん検診、肝炎ウィルス検診： 75歳以上

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－11 保健衛生事業																																																													
分 類	健康診査・がん検診																																																													
現 況																																																														
項 目	高 松 市	香 川 町																																																												
1 実施方法	<table><thead><tr><th>事業名</th><th>実施方法</th></tr></thead><tbody><tr><td>基本健康診査</td><td>個別</td></tr><tr><td>胃がん検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>肺がん検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>大腸がん検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>子宮がん検診</td><td>個別 ・ 集団</td></tr><tr><td>乳がん検診</td><td>個別</td></tr><tr><td>前立腺がん検診</td><td>個別</td></tr><tr><td>肝炎ウィルス検診</td><td>個別</td></tr><tr><td>結核検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>成人歯科健診</td><td>個別</td></tr><tr><td>総合検診</td><td>該当なし</td></tr><tr><td>婦人健康診査</td><td>該当なし</td></tr><tr><td>骨粗しょう症検診</td><td>該当なし</td></tr><tr><td>骨粗しょう症予防教室 注1</td><td>集団</td></tr></tbody></table> 個別＝医療機関で実施 集団＝保健センター、検診車等で実施 注1 骨粗しょう症予防教室 (内容) 毎週月曜日に保健センターで 骨密度測定、健康相談を実施	事業名	実施方法	基本健康診査	個別	胃がん検診	集団	肺がん検診	集団	大腸がん検診	集団	子宮がん検診	個別 ・ 集団	乳がん検診	個別	前立腺がん検診	個別	肝炎ウィルス検診	個別	結核検診	集団	成人歯科健診	個別	総合検診	該当なし	婦人健康診査	該当なし	骨粗しょう症検診	該当なし	骨粗しょう症予防教室 注1	集団	<table><thead><tr><th>事業名</th><th>実施方法</th></tr></thead><tbody><tr><td>基本健康診査</td><td>個別</td></tr><tr><td>胃がん検診</td><td>個別 ・ 集団</td></tr><tr><td>肺がん検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>大腸がん検診</td><td>個別 ・ 集団</td></tr><tr><td>子宮がん検診</td><td>個別 ・ 集団</td></tr><tr><td>乳がん検診</td><td>個別 ・ 集団</td></tr><tr><td>前立腺がん検診</td><td>個別</td></tr><tr><td>肝炎ウィルス検診</td><td>個別</td></tr><tr><td>結核検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>成人歯科健診</td><td>個別 ・ 集団</td></tr><tr><td>総合検診 注1</td><td>個別</td></tr><tr><td>婦人健康診査 注2</td><td>個別</td></tr><tr><td>骨粗しょう症検診</td><td>個別 ・ 集団</td></tr><tr><td>骨粗しょう症予防教室</td><td>該当なし</td></tr></tbody></table> 個別＝医療機関で実施 集団＝さわやかセンター、検診車等で実施 注1 総合検診 ＝香川病院における1日人間ドック (内容) 40～69歳の町民を対象に、基本健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、超音波検査等を実施するとともに、希望者は、骨粗しょう症検診、乳がん検診等も併せて受診できる。 注2 婦人健康診査 (内容) 18～39歳の女性を対象に基本健康診査の一部、骨粗しょう症検診を香川病院で実施	事業名	実施方法	基本健康診査	個別	胃がん検診	個別 ・ 集団	肺がん検診	集団	大腸がん検診	個別 ・ 集団	子宮がん検診	個別 ・ 集団	乳がん検診	個別 ・ 集団	前立腺がん検診	個別	肝炎ウィルス検診	個別	結核検診	集団	成人歯科健診	個別 ・ 集団	総合検診 注1	個別	婦人健康診査 注2	個別	骨粗しょう症検診	個別 ・ 集団	骨粗しょう症予防教室	該当なし
事業名	実施方法																																																													
基本健康診査	個別																																																													
胃がん検診	集団																																																													
肺がん検診	集団																																																													
大腸がん検診	集団																																																													
子宮がん検診	個別 ・ 集団																																																													
乳がん検診	個別																																																													
前立腺がん検診	個別																																																													
肝炎ウィルス検診	個別																																																													
結核検診	集団																																																													
成人歯科健診	個別																																																													
総合検診	該当なし																																																													
婦人健康診査	該当なし																																																													
骨粗しょう症検診	該当なし																																																													
骨粗しょう症予防教室 注1	集団																																																													
事業名	実施方法																																																													
基本健康診査	個別																																																													
胃がん検診	個別 ・ 集団																																																													
肺がん検診	集団																																																													
大腸がん検診	個別 ・ 集団																																																													
子宮がん検診	個別 ・ 集団																																																													
乳がん検診	個別 ・ 集団																																																													
前立腺がん検診	個別																																																													
肝炎ウィルス検診	個別																																																													
結核検診	集団																																																													
成人歯科健診	個別 ・ 集団																																																													
総合検診 注1	個別																																																													
婦人健康診査 注2	個別																																																													
骨粗しょう症検診	個別 ・ 集団																																																													
骨粗しょう症予防教室	該当なし																																																													

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
・実施方法、自己負担額、自己負担免除者に差異がある。 ・香川町では、総合検診(香川病院における1日人間ドック)、婦人健康診査を実施している。 ・香川町では、骨粗しょう症検診を実施しているが、骨粗しょう症予防教室を実施していない。

対 応 策
・高松市の制度に統一する。 ・香川町で実施している総合検診については、人間ドック助成制度の対象となる国民健康保険加入者を除き、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 ・香川町で実施している骨粗しょう症検診、婦人健康診査は、高松市の骨粗しょう症予防教室に移行する。 ・国の制度の変更等により、検診の実施方法等に差異が生じる場合については、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、香川町で実施している総合検診については、国民健康保険加入者を除き、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－11 保健衛生事業																																																													
分 類	健康診査・がん検診																																																													
現 況																																																														
項 目	高 松 市	香 川 町																																																												
2 自己負担額	<table><tr><th>事業名</th><th>自己負担額</th></tr><tr><td>基本健康診査</td><td>無料</td></tr><tr><td>胃がん検診</td><td>1,300円</td></tr><tr><td>肺がん検診</td><td>喀痰検査:800円</td></tr><tr><td>大腸がん検診</td><td>500円</td></tr><tr><td>子宮がん検診</td><td>個別:2,200円 集団:1,000円</td></tr><tr><td>乳がん検診</td><td>視触診:1,000円、視触診+マンモグラフィ:2,000円</td></tr><tr><td>前立腺がん検診</td><td>40～69歳:1,200円 70歳以上: 600円</td></tr><tr><td>肝炎ウィルス検診</td><td>無料</td></tr><tr><td>結核検診</td><td>無料</td></tr><tr><td>成人歯科健診</td><td>無料</td></tr><tr><td>総合検診</td><td>該当なし</td></tr><tr><td>婦人健康診査</td><td>該当なし</td></tr><tr><td>骨粗しょう症検診</td><td>該当なし</td></tr><tr><td>骨粗しょう予防教室</td><td>無料</td></tr></table>	事業名	自己負担額	基本健康診査	無料	胃がん検診	1,300円	肺がん検診	喀痰検査:800円	大腸がん検診	500円	子宮がん検診	個別:2,200円 集団:1,000円	乳がん検診	視触診:1,000円、視触診+マンモグラフィ:2,000円	前立腺がん検診	40～69歳:1,200円 70歳以上: 600円	肝炎ウィルス検診	無料	結核検診	無料	成人歯科健診	無料	総合検診	該当なし	婦人健康診査	該当なし	骨粗しょう症検診	該当なし	骨粗しょう予防教室	無料	<table><tr><th>事業名</th><th>自己負担額</th></tr><tr><td>基本健康診査</td><td>2,100円</td></tr><tr><td>胃がん検診</td><td>個別:2,900円 集団:900円</td></tr><tr><td>肺がん検診</td><td>喀痰検査:600円</td></tr><tr><td>大腸がん検診</td><td>個別:1,100円 集団:500円</td></tr><tr><td>子宮がん検診</td><td>個別:1,700円 集団:700円</td></tr><tr><td>乳がん検診</td><td>個別 触診:300円、視触診+マンモグラフィ:700円 集団 視触診:300円、視触診+マンモグラフィ:700円</td></tr><tr><td>前立腺がん検診</td><td>300円</td></tr><tr><td>肝炎ウィルス検診</td><td>400円(節目・2次)</td></tr><tr><td>結核検診</td><td>無料</td></tr><tr><td>成人歯科健診</td><td>無料</td></tr><tr><td>総合検診</td><td>6,100円</td></tr><tr><td>婦人健康診査</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>骨粗しょう症検診</td><td>個別:900円 集団:400円</td></tr><tr><td>骨粗しょう予防教室</td><td>該当なし</td></tr></table>	事業名	自己負担額	基本健康診査	2,100円	胃がん検診	個別:2,900円 集団:900円	肺がん検診	喀痰検査:600円	大腸がん検診	個別:1,100円 集団:500円	子宮がん検診	個別:1,700円 集団:700円	乳がん検診	個別 触診:300円、視触診+マンモグラフィ:700円 集団 視触診:300円、視触診+マンモグラフィ:700円	前立腺がん検診	300円	肝炎ウィルス検診	400円(節目・2次)	結核検診	無料	成人歯科健診	無料	総合検診	6,100円	婦人健康診査	2,000円	骨粗しょう症検診	個別:900円 集団:400円	骨粗しょう予防教室	該当なし
事業名	自己負担額																																																													
基本健康診査	無料																																																													
胃がん検診	1,300円																																																													
肺がん検診	喀痰検査:800円																																																													
大腸がん検診	500円																																																													
子宮がん検診	個別:2,200円 集団:1,000円																																																													
乳がん検診	視触診:1,000円、視触診+マンモグラフィ:2,000円																																																													
前立腺がん検診	40～69歳:1,200円 70歳以上: 600円																																																													
肝炎ウィルス検診	無料																																																													
結核検診	無料																																																													
成人歯科健診	無料																																																													
総合検診	該当なし																																																													
婦人健康診査	該当なし																																																													
骨粗しょう症検診	該当なし																																																													
骨粗しょう予防教室	無料																																																													
事業名	自己負担額																																																													
基本健康診査	2,100円																																																													
胃がん検診	個別:2,900円 集団:900円																																																													
肺がん検診	喀痰検査:600円																																																													
大腸がん検診	個別:1,100円 集団:500円																																																													
子宮がん検診	個別:1,700円 集団:700円																																																													
乳がん検診	個別 触診:300円、視触診+マンモグラフィ:700円 集団 視触診:300円、視触診+マンモグラフィ:700円																																																													
前立腺がん検診	300円																																																													
肝炎ウィルス検診	400円(節目・2次)																																																													
結核検診	無料																																																													
成人歯科健診	無料																																																													
総合検診	6,100円																																																													
婦人健康診査	2,000円																																																													
骨粗しょう症検診	個別:900円 集団:400円																																																													
骨粗しょう予防教室	該当なし																																																													
3 自己負担免除者	①胃・肺・大腸・子宮・乳がん検診: 70歳以上、生活保護世帯、市民税非課税世帯 ②前立腺がん検診: 生活保護世帯、市民税非課税世帯	①すべての検診 70歳以上、生活保護世帯																																																												

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－11 保健衛生事業																																													
分 類	健康診査・がん検診																																													
現 況																																														
項 目	高 松 市	国 分 寺 町																																												
1 実施方法	<table><tr><th>事業名</th><th>実施方法</th></tr><tr><td>基本健康診査</td><td>個別</td></tr><tr><td>胃がん検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>肺がん検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>大腸がん検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>子宮がん検診</td><td>個別 ・ 集団</td></tr><tr><td>乳がん検診</td><td>個別</td></tr><tr><td>前立腺がん検診</td><td>個別</td></tr><tr><td>肝炎ウィルス検診</td><td>個別</td></tr><tr><td>結核検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>成人歯科健診</td><td>個別</td></tr></table> 個別＝医療機関で実施 集団＝保健センター、検診車等で実施	事業名	実施方法	基本健康診査	個別	胃がん検診	集団	肺がん検診	集団	大腸がん検診	集団	子宮がん検診	個別 ・ 集団	乳がん検診	個別	前立腺がん検診	個別	肝炎ウィルス検診	個別	結核検診	集団	成人歯科健診	個別	<table><tr><th>事業名</th><th>実施方法</th></tr><tr><td>基本健康診査</td><td>個別</td></tr><tr><td>胃がん検診</td><td>個別 ・ 集団</td></tr><tr><td>肺がん検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>大腸がん検診</td><td>個別</td></tr><tr><td>子宮がん検診</td><td>個別 ・ 集団</td></tr><tr><td>乳がん検診甲状腺がん</td><td>集団</td></tr><tr><td>前立腺がん検診</td><td>個別</td></tr><tr><td>肝炎ウィルス検診</td><td>個別</td></tr><tr><td>結核検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>成人歯科健診</td><td>個別 ・ 集団</td></tr></table> 個別＝医療機関で実施 集団＝保健センター、検診車等で実施	事業名	実施方法	基本健康診査	個別	胃がん検診	個別 ・ 集団	肺がん検診	集団	大腸がん検診	個別	子宮がん検診	個別 ・ 集団	乳がん検診甲状腺がん	集団	前立腺がん検診	個別	肝炎ウィルス検診	個別	結核検診	集団	成人歯科健診	個別 ・ 集団
事業名	実施方法																																													
基本健康診査	個別																																													
胃がん検診	集団																																													
肺がん検診	集団																																													
大腸がん検診	集団																																													
子宮がん検診	個別 ・ 集団																																													
乳がん検診	個別																																													
前立腺がん検診	個別																																													
肝炎ウィルス検診	個別																																													
結核検診	集団																																													
成人歯科健診	個別																																													
事業名	実施方法																																													
基本健康診査	個別																																													
胃がん検診	個別 ・ 集団																																													
肺がん検診	集団																																													
大腸がん検診	個別																																													
子宮がん検診	個別 ・ 集団																																													
乳がん検診甲状腺がん	集団																																													
前立腺がん検診	個別																																													
肝炎ウィルス検診	個別																																													
結核検診	集団																																													
成人歯科健診	個別 ・ 集団																																													
2 自己負担額	<table><tr><th>事業名</th><th>自己負担額</th></tr><tr><td>基本健康診査</td><td>無料</td></tr><tr><td>胃がん検診</td><td>1,300円</td></tr><tr><td>肺がん検診</td><td>喀痰検査:800円</td></tr><tr><td>大腸がん検診</td><td>500円</td></tr><tr><td>子宮がん検診</td><td>個別:2,200円 集団:1,000円</td></tr><tr><td>乳がん検診</td><td>視触診:1,000円, 視触診+マンモグラフィ:2,000円</td></tr><tr><td>前立腺がん検診</td><td>40～69歳:1,200円 70歳以上: 600円</td></tr><tr><td>肝炎ウィルス検診</td><td>無料</td></tr><tr><td>結核検診</td><td>無料</td></tr><tr><td>成人歯科健診</td><td>無料</td></tr></table>	事業名	自己負担額	基本健康診査	無料	胃がん検診	1,300円	肺がん検診	喀痰検査:800円	大腸がん検診	500円	子宮がん検診	個別:2,200円 集団:1,000円	乳がん検診	視触診:1,000円, 視触診+マンモグラフィ:2,000円	前立腺がん検診	40～69歳:1,200円 70歳以上: 600円	肝炎ウィルス検診	無料	結核検診	無料	成人歯科健診	無料	<table><tr><th>事業名</th><th>自己負担額</th></tr><tr><td>基本健康診査</td><td>無料</td></tr><tr><td>胃がん検診</td><td>無料</td></tr><tr><td>肺がん検診</td><td>無料</td></tr><tr><td>大腸がん検診</td><td>無料</td></tr><tr><td>子宮がん検診</td><td>無料</td></tr><tr><td>乳がん検診</td><td>無料</td></tr><tr><td>前立腺がん検診</td><td>無料</td></tr><tr><td>肝炎ウィルス検診</td><td>無料</td></tr><tr><td>結核検診</td><td>無料</td></tr><tr><td>成人歯科健診</td><td>無料</td></tr></table>	事業名	自己負担額	基本健康診査	無料	胃がん検診	無料	肺がん検診	無料	大腸がん検診	無料	子宮がん検診	無料	乳がん検診	無料	前立腺がん検診	無料	肝炎ウィルス検診	無料	結核検診	無料	成人歯科健診	無料
事業名	自己負担額																																													
基本健康診査	無料																																													
胃がん検診	1,300円																																													
肺がん検診	喀痰検査:800円																																													
大腸がん検診	500円																																													
子宮がん検診	個別:2,200円 集団:1,000円																																													
乳がん検診	視触診:1,000円, 視触診+マンモグラフィ:2,000円																																													
前立腺がん検診	40～69歳:1,200円 70歳以上: 600円																																													
肝炎ウィルス検診	無料																																													
結核検診	無料																																													
成人歯科健診	無料																																													
事業名	自己負担額																																													
基本健康診査	無料																																													
胃がん検診	無料																																													
肺がん検診	無料																																													
大腸がん検診	無料																																													
子宮がん検診	無料																																													
乳がん検診	無料																																													
前立腺がん検診	無料																																													
肝炎ウィルス検診	無料																																													
結核検診	無料																																													
成人歯科健診	無料																																													

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題
実施方法、自己負担金及び自己負担免除者に差異がある。

対応策
高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町で実施している胃がんの個別検診については、国分寺町内の医療機関において、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。 なお、国の制度の変更等により、検診の実施方法等に差異が生じる場合については、合併時まで調整するものとする。

調整案
高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町で実施している胃がん検診については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－11 保健衛生事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	健康診査・がん検診			
現 況				
項 目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題	
3 自己負担免除者	①胃、肺、大腸、子宮、乳がん検診： 70歳以上、生活保護世帯、市民税非課税世帯 ②前立腺がん検診： 生活保護世帯、市民税非課税世帯	該当なし。(自己負担額なし)		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24－10 保健衛生事業																																															
分 類	健康診査・がん検診																																															
現 況																																																
項 目	高 松 市		香 南 町																																													
1 実施方法	<table><tr><th>事業名</th><th>実施方法</th></tr><tr><td>基本健康診査</td><td>個別</td></tr><tr><td>胃がん検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>肺がん検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>大腸がん検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>子宮がん検診</td><td>個別 ・ 集団</td></tr><tr><td>乳がん検診</td><td>個別</td></tr><tr><td>前立腺がん検診</td><td>個別</td></tr><tr><td>肝炎ウィルス検診</td><td>個別</td></tr><tr><td>結核検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>成人歯科健診</td><td>個別</td></tr></table> 個別＝医療機関で実施 集団＝保健センター、検診車等で実施		事業名	実施方法	基本健康診査	個別	胃がん検診	集団	肺がん検診	集団	大腸がん検診	集団	子宮がん検診	個別 ・ 集団	乳がん検診	個別	前立腺がん検診	個別	肝炎ウィルス検診	個別	結核検診	集団	成人歯科健診	個別	<table><tr><th>事業名</th><th>実施方法</th></tr><tr><td>基本健康診査</td><td>個別 ・ 集団</td></tr><tr><td>胃がん検診</td><td>個別 ・ 集団</td></tr><tr><td>肺がん検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>大腸がん検診</td><td>個別</td></tr><tr><td>子宮がん検診</td><td>個別 ・ 集団</td></tr><tr><td>乳がん検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>前立腺がん検診</td><td>個別 ・ 集団</td></tr><tr><td>肝炎ウィルス検診</td><td>個別 ・ 集団</td></tr><tr><td>結核検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>成人歯科健診</td><td>個別</td></tr></table> 個別＝医療機関で実施 集団＝保健センター、検診車等で実施		事業名	実施方法	基本健康診査	個別 ・ 集団	胃がん検診	個別 ・ 集団	肺がん検診	集団	大腸がん検診	個別	子宮がん検診	個別 ・ 集団	乳がん検診	集団	前立腺がん検診	個別 ・ 集団	肝炎ウィルス検診	個別 ・ 集団	結核検診	集団	成人歯科健診	個別
事業名	実施方法																																															
基本健康診査	個別																																															
胃がん検診	集団																																															
肺がん検診	集団																																															
大腸がん検診	集団																																															
子宮がん検診	個別 ・ 集団																																															
乳がん検診	個別																																															
前立腺がん検診	個別																																															
肝炎ウィルス検診	個別																																															
結核検診	集団																																															
成人歯科健診	個別																																															
事業名	実施方法																																															
基本健康診査	個別 ・ 集団																																															
胃がん検診	個別 ・ 集団																																															
肺がん検診	集団																																															
大腸がん検診	個別																																															
子宮がん検診	個別 ・ 集団																																															
乳がん検診	集団																																															
前立腺がん検診	個別 ・ 集団																																															
肝炎ウィルス検診	個別 ・ 集団																																															
結核検診	集団																																															
成人歯科健診	個別																																															
2 自己負担額	<table><tr><th>事業名</th><th>自己負担額</th></tr><tr><td>基本健康診査</td><td>無料</td></tr><tr><td>胃がん検診</td><td>1,300円</td></tr><tr><td>肺がん検診</td><td>喀痰検査:800円</td></tr><tr><td>大腸がん検診</td><td>500円</td></tr><tr><td>子宮がん検診</td><td>個別:2,200円 集団:1,000円</td></tr><tr><td>乳がん検診</td><td>視触診:1,000円, 視触診+マンモグラフィ:2,000円</td></tr><tr><td>前立腺がん検診</td><td>40～69歳:1,200円 70歳以上: 600円</td></tr><tr><td>肝炎ウィルス検診</td><td>無料</td></tr><tr><td>結核検診</td><td>無料</td></tr><tr><td>成人歯科健診</td><td>無料</td></tr></table>		事業名	自己負担額	基本健康診査	無料	胃がん検診	1,300円	肺がん検診	喀痰検査:800円	大腸がん検診	500円	子宮がん検診	個別:2,200円 集団:1,000円	乳がん検診	視触診:1,000円, 視触診+マンモグラフィ:2,000円	前立腺がん検診	40～69歳:1,200円 70歳以上: 600円	肝炎ウィルス検診	無料	結核検診	無料	成人歯科健診	無料	<table><tr><th>事業名</th><th>自己負担額</th></tr><tr><td>基本健康診査</td><td>個別:2,800円 集団:1,300円 (60歳以上:無料)</td></tr><tr><td>胃がん検診</td><td>個別:2,700円 集団:1,300円</td></tr><tr><td>肺がん検診</td><td>喀痰検査:500円</td></tr><tr><td>大腸がん検診</td><td>1,300円</td></tr><tr><td>子宮がん検診</td><td>個別:2,200円 個別(体部):2,500円 集団:1,000円</td></tr><tr><td>乳がん検診</td><td>視触診:無料, マンモグラフィ:1,500円</td></tr><tr><td>前立腺がん検診</td><td>個別:1,200円 集団:1,000円 (70歳以上:無料)</td></tr><tr><td>肝炎ウィルス検診</td><td>個別:1,200円 集団:700円</td></tr><tr><td>結核検診</td><td>無料</td></tr><tr><td>成人歯科健診</td><td>1,300円</td></tr></table>		事業名	自己負担額	基本健康診査	個別:2,800円 集団:1,300円 (60歳以上:無料)	胃がん検診	個別:2,700円 集団:1,300円	肺がん検診	喀痰検査:500円	大腸がん検診	1,300円	子宮がん検診	個別:2,200円 個別(体部):2,500円 集団:1,000円	乳がん検診	視触診:無料, マンモグラフィ:1,500円	前立腺がん検診	個別:1,200円 集団:1,000円 (70歳以上:無料)	肝炎ウィルス検診	個別:1,200円 集団:700円	結核検診	無料	成人歯科健診	1,300円
事業名	自己負担額																																															
基本健康診査	無料																																															
胃がん検診	1,300円																																															
肺がん検診	喀痰検査:800円																																															
大腸がん検診	500円																																															
子宮がん検診	個別:2,200円 集団:1,000円																																															
乳がん検診	視触診:1,000円, 視触診+マンモグラフィ:2,000円																																															
前立腺がん検診	40～69歳:1,200円 70歳以上: 600円																																															
肝炎ウィルス検診	無料																																															
結核検診	無料																																															
成人歯科健診	無料																																															
事業名	自己負担額																																															
基本健康診査	個別:2,800円 集団:1,300円 (60歳以上:無料)																																															
胃がん検診	個別:2,700円 集団:1,300円																																															
肺がん検診	喀痰検査:500円																																															
大腸がん検診	1,300円																																															
子宮がん検診	個別:2,200円 個別(体部):2,500円 集団:1,000円																																															
乳がん検診	視触診:無料, マンモグラフィ:1,500円																																															
前立腺がん検診	個別:1,200円 集団:1,000円 (70歳以上:無料)																																															
肝炎ウィルス検診	個別:1,200円 集団:700円																																															
結核検診	無料																																															
成人歯科健診	1,300円																																															

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題
実施方法、自己負担額、自己負担免除者に差異がある。

対応策
高松市の制度に統一する。 ただし、香南町で実施している胃・子宮・乳がん集団検診の実施場所については、現行のとおりとするが、合併年度の翌年度から3年度目において見直しを行うものとする。 なお、国の制度の変更等により、検診の実施方法等に差異が生じる場合については、合併時までに調整するものとする。

調整案
高松市の制度に統一する。 ただし、香南町で実施している胃・子宮・乳がん集団検診の実施場所については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－10 保健衛生事業	
分 類	健康診査・がん検診	
現 況		
項 目	高 松 市	香 南 町
3 自己負担免除者	①胃、肺、大腸、子宮、乳がん検診： 70歳以上、生活保護世帯、市民税非課税世帯 ②前立腺がん検診： 生活保護世帯、市民税非課税世帯	①胃、肺、大腸、子宮、乳がん検診、前立腺がん、 肝炎ウイルス検診： 70歳以上、生活保護世帯、町民税非課税世帯、 国保加入者 ②基本健康診査： 60歳以上、生活保護世帯、町民税非課税世帯

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－10 保健衛生事業																																													
分 類	健康診査・がん検診																																													
現 況																																														
項 目	高 松 市	庵 治 町																																												
1 実施方法	<table><tr><th>事業名</th><th>実施方法</th></tr><tr><td>基本健康診査</td><td>個別</td></tr><tr><td>胃がん検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>肺がん検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>大腸がん検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>子宮がん検診</td><td>個別・集団</td></tr><tr><td>乳がん検診</td><td>個別</td></tr><tr><td>前立腺がん検診</td><td>個別</td></tr><tr><td>肝炎ウィルス検診</td><td>個別</td></tr><tr><td>結核検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>成人歯科健診</td><td>個別</td></tr></table> 個別＝医療機関で実施 集団＝保健センター、検診車等で実施	事業名	実施方法	基本健康診査	個別	胃がん検診	集団	肺がん検診	集団	大腸がん検診	集団	子宮がん検診	個別・集団	乳がん検診	個別	前立腺がん検診	個別	肝炎ウィルス検診	個別	結核検診	集団	成人歯科健診	個別	<table><tr><th>事業名</th><th>実施方法</th></tr><tr><td>基本健康診査</td><td>個別・集団</td></tr><tr><td>胃がん検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>肺がん検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>大腸がん検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>子宮がん検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>乳がん検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>前立腺がん検診</td><td>個別</td></tr><tr><td>肝炎ウィルス検診</td><td>個別</td></tr><tr><td>結核検診</td><td>集団</td></tr><tr><td>成人歯科健診</td><td>該当なし</td></tr></table> 個別＝医療機関で実施 集団＝保健福祉センター、検診車等で実施	事業名	実施方法	基本健康診査	個別・集団	胃がん検診	集団	肺がん検診	集団	大腸がん検診	集団	子宮がん検診	集団	乳がん検診	集団	前立腺がん検診	個別	肝炎ウィルス検診	個別	結核検診	集団	成人歯科健診	該当なし
事業名	実施方法																																													
基本健康診査	個別																																													
胃がん検診	集団																																													
肺がん検診	集団																																													
大腸がん検診	集団																																													
子宮がん検診	個別・集団																																													
乳がん検診	個別																																													
前立腺がん検診	個別																																													
肝炎ウィルス検診	個別																																													
結核検診	集団																																													
成人歯科健診	個別																																													
事業名	実施方法																																													
基本健康診査	個別・集団																																													
胃がん検診	集団																																													
肺がん検診	集団																																													
大腸がん検診	集団																																													
子宮がん検診	集団																																													
乳がん検診	集団																																													
前立腺がん検診	個別																																													
肝炎ウィルス検診	個別																																													
結核検診	集団																																													
成人歯科健診	該当なし																																													
2 自己負担額	<table><tr><th>事業名</th><th>自己負担額</th></tr><tr><td>基本健康診査</td><td>無料</td></tr><tr><td>胃がん検診</td><td>1,300円</td></tr><tr><td>肺がん検診</td><td>喀痰検査:800円</td></tr><tr><td>大腸がん検診</td><td>500円</td></tr><tr><td>子宮がん検診</td><td>個別:2,200円 集団:1,000円</td></tr><tr><td>乳がん検診</td><td>視触診:1,000円、視触診+マンモグラフィ:2,000円</td></tr><tr><td>前立腺がん検診</td><td>40～69歳:1,200円 70歳以上: 600円</td></tr><tr><td>肝炎ウィルス検診</td><td>無料</td></tr><tr><td>結核検診</td><td>無料</td></tr><tr><td>成人歯科健診</td><td>無料</td></tr></table>	事業名	自己負担額	基本健康診査	無料	胃がん検診	1,300円	肺がん検診	喀痰検査:800円	大腸がん検診	500円	子宮がん検診	個別:2,200円 集団:1,000円	乳がん検診	視触診:1,000円、視触診+マンモグラフィ:2,000円	前立腺がん検診	40～69歳:1,200円 70歳以上: 600円	肝炎ウィルス検診	無料	結核検診	無料	成人歯科健診	無料	<table><tr><th>事業名</th><th>自己負担額</th></tr><tr><td>基本健康診査</td><td>500円</td></tr><tr><td>胃がん検診</td><td>800円</td></tr><tr><td>肺がん検診</td><td>喀痰検査:400円</td></tr><tr><td>大腸がん検診</td><td>500円</td></tr><tr><td>子宮がん検診</td><td>集団:600円</td></tr><tr><td>乳がん検診</td><td>視触診+エコー検査:300円 マンモグラフィ:1,000円</td></tr><tr><td>前立腺がん検診</td><td>40～69歳:1,200円 70歳以上: 600円</td></tr><tr><td>肝炎ウィルス検診</td><td>無料</td></tr><tr><td>結核検診</td><td>無料</td></tr><tr><td>成人歯科健診</td><td>該当なし</td></tr></table>	事業名	自己負担額	基本健康診査	500円	胃がん検診	800円	肺がん検診	喀痰検査:400円	大腸がん検診	500円	子宮がん検診	集団:600円	乳がん検診	視触診+エコー検査:300円 マンモグラフィ:1,000円	前立腺がん検診	40～69歳:1,200円 70歳以上: 600円	肝炎ウィルス検診	無料	結核検診	無料	成人歯科健診	該当なし
事業名	自己負担額																																													
基本健康診査	無料																																													
胃がん検診	1,300円																																													
肺がん検診	喀痰検査:800円																																													
大腸がん検診	500円																																													
子宮がん検診	個別:2,200円 集団:1,000円																																													
乳がん検診	視触診:1,000円、視触診+マンモグラフィ:2,000円																																													
前立腺がん検診	40～69歳:1,200円 70歳以上: 600円																																													
肝炎ウィルス検診	無料																																													
結核検診	無料																																													
成人歯科健診	無料																																													
事業名	自己負担額																																													
基本健康診査	500円																																													
胃がん検診	800円																																													
肺がん検診	喀痰検査:400円																																													
大腸がん検診	500円																																													
子宮がん検診	集団:600円																																													
乳がん検診	視触診+エコー検査:300円 マンモグラフィ:1,000円																																													
前立腺がん検診	40～69歳:1,200円 70歳以上: 600円																																													
肝炎ウィルス検診	無料																																													
結核検診	無料																																													
成人歯科健診	該当なし																																													

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題
・実施方法、自己負担額に差異がある。 ・庵治町では、成人歯科健診を実施していない。

対応策
高松市の制度に統一する。 なお、国の制度の変更等により、検診の実施方法等に差異が生じる場合については、合併時まで調整するものとする。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－10 保健衛生事業	
分 類	健康診査・がん検診	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
3 自己負担免除者	①胃、肺、大腸、子宮、乳がん検診： 70歳以上、生活保護世帯、市民税非課税世帯 ②前立腺がん検診： 生活保護世帯、市民税非課税世帯	高松市と同じ。

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24－12 病院事業	
分 類	管理運営等の概要	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 管理運営	地方自治法による自治体病院として、地方公営企業法の適用により運営	国民健康保険診療施設として、国保病院事業特別会計により、地方公営企業法の適用により運営
2 所在地	高松市宮脇町2丁目36番1号	香川郡塩江町大字安原上東99番地1
3 敷地面積	21, 983. 16 m ²	5, 950. 57 m ²
4 建築年月日	昭和48年 5月 (本 館) 昭和55年11月 (診療棟) 平成元年10月 (東別館)	昭和54年 7月
5 建物構造	鉄筋コンクリート 地下1階 地上12階	鉄筋コンクリート 地上4階
6 延建築面積	25, 160. 35 m ²	3, 620. 70 m ²
7 職員数	平成16年3月31日現在 正規 404 人 うち医師 44人 非常勤 64 人 うち医師 5人	平成16年3月31日現在 正規 52 人 うち医師 4人 非常勤等 27 人 うち医師 11人

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題
・両病院の設置根拠(自治体病院、国民健康保険診療施設)が異なる。

対応策
・高松市民病院と塩江病院については、地方公営企業法の適用病院として、それぞれ独立して運営する。
・市立病院が2箇所となることから、これを統括する部署の設置により運営するものとし、管理運営体制等については、合併時までに調整するものとする。

調整案
塩江病院については、国民健康保険法による国民健康保険診療施設として、高松市に引き継ぐものとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24－12 病院事業		
分 類	管理運営等の概要		
現 況			
項 目	高 松 市		香 川 町
1 管理運営	地方自治法による自治体病院として、地方公営企業法の適用により運営		国民健康保険診療施設として、国保病院事業特別会計により、地方公営企業法の適用により運営
2 所在地	高松市宮脇町2丁目36番1号		香川郡香川町大字浅野1260番地
3 敷地面積	21, 983. 16 m ²		6, 801. 35 m ²
4 建築年月日	昭和48年 5月 (本 館) 昭和55年11月 (診療棟) 平成元年10月 (東別館)		昭和39年12月 (管理棟) 昭和49年 3月 (診療棟・給食棟) 昭和54年 3月 (本館・給食棟・南棟・北棟・機械棟)
5 建物構造	鉄筋コンクリート 地下1階 地上12階		鉄筋コンクリート 地下1階(1部) 地上3階 一部4階
6 延建築面積	25, 160. 35 m ²		5, 449. 31 m ²
7 職員数	平成16年3月31日現在 正規 404 人 うち医師 44人 非常勤 64 人 うち医師 5人		平成16年3月31日現在 正規 85 人 うち医師 9人 非常勤 43 人 うち医師 27人

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題
両病院の設置根拠(自治体病院、国民健康保険診療施設)が異なる。

対応策
・高松市民病院と香川病院については、地方公営企業法一部適用病院として、それぞれ独立して運営する。 ・市立病院が2箇所となることから、これを統括する部署の設置により運営するものとし、管理運営体制等については、合併時まで調整するものとする。

調整案
香川病院については、国民健康保険法による国民健康保険診療施設として、高松市に引き継ぎ、存続するものとする。 ただし、自治体病院を取り巻く環境の変化などを踏まえる中で、病院事業の改革・改善をはじめ、望ましいあり方について検討を行うこととする。

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目		24ー14 商工・観光関係事業		部 会 名		産 業	
分 類		観光イベント振興事業					
		現 況					
項 目		高 松 市		塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題	
1 事業の内容		【さぬき高松まつり】 (内容) 市最大のまつりであるさぬき高松まつりの準備業務・開催業務を担当している高松まつり振興会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 高松まつり振興会 (開催時期) 8月12日～14日 【高松秋のまつり大名行列】 (内容) 高松市の四季を表す4大まつりの一つとして育成するとともに、高松南部地域の活性化に寄与するために、高松秋のまつり大名行列推進委員会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 高松秋のまつり大名行列推進委員会 (開催時期) 10月の第3土、日曜日 【高松冬のまつり】 (内容) クリスマス時期に、中央公園やメインストリートに電飾を行い、中央公園では、ステージイベント等行っており、高松冬のまつり実行委員会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 高松冬のまつり実行委員会 (開催時期) 12月下旬		【さくらまつり】 (内容) イベント広場をメイン会場に、ステージイベントや温泉スタンプラリーなどを行っており、塩江町観光協会に対して、補助金を支出している。また、夜桜見物客のために開花前にぼんぼりの設置も行っている。 (実施主体) 塩江町観光協会 (開催時期) 4月上旬の日曜日 【ホタルまつり】 (内容) 塩江町のシンボルであるホタルの鑑賞を中心としたお祭りで、塩江町観光協会に対して、補助金を支出するとともに、ホタルの保護団体である温知会や商工会青年部と連携をとりながら事業を行っている。 (実施主体) 塩江町観光協会 (開催時期) 6月の第2土曜日 【温泉まつり】 (内容) 塩江町最大のまつりである温泉まつりを行う塩江町観光協会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 塩江町観光協会 (開催時期) 8月下旬の土曜日		・開催事業に差異がある。 ・実施主体に差異がある。	
				対 応 策		・塩江町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。 ・事業の実施方法等については、実施団体の意向を尊重しながら、合併時まで調整するものとする。	
				調 整 案		高松市の制度に統一する。 塩江町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。	

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－14 商工・観光関係事業	
分 類	観光イベント振興事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
	【桃太郎まつり】 (内容) 鬼無桃太郎神社で毎年3月に開催され、鬼無観光協会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 鬼無観光協会 (開催時期) 3月下旬の日曜日	【もみじまつり】 (内容) 町内5会場において、野菜や秋の味覚の直売、イベント広場でのバザー等を行っており、塩江町観光協会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 塩江町観光協会 (開催時期) 11月中旬の日曜日 【塩江温泉感謝祭】 (内容) 日頃のご愛顧を感謝し、感謝祭を行う塩江温泉感謝祭実行委員会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 塩江温泉感謝祭実行委員会 (開催時期) 10月下旬の土曜日～11月中旬の日曜日 【竜王山山開き】 (内容) 毎年7月初旬に開催しており、夏山の安全を祈願するため、地元自治会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 地元自治会 (開催時期) 7月1日

部会名	産業
-----	----

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-13 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類	観光イベント振興事業			
項 目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 事業の内容	【さぬき高松まつり】 (内容) 市最大のまつりであるさぬき高松まつりの準備業務・開催業務を担当している高松まつり振興会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 高松まつり振興会 (開催時期) 8月12日～14日 【高松秋のまつり大名行列】 (内容) 高松市の四季を表す4大まつりの一つとして育成するとともに、高松南部地域の活性化に寄与するために、高松秋のまつり大名行列推進委員会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 高松秋のまつり大名行列推進委員会 (開催時期) 10月の第3土、日曜日 【高松冬のまつり】 (内容) クリスマス時期に、中央公園やメインストリートに電飾を行い、中央公園では、ステージイベント等行っており、高松冬のまつり実行委員会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 高松冬のまつり実行委員会 (開催時期) 12月下旬	【国分寺町まつり】 (内容) 花火大会やステージイベント、総おどりを実施しており、国分寺町まつり協議会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 国分寺町まつり協議会 (開催時期) 8月下旬の土、日曜日 (補助金額) 7,500千円 ※平成15年度実績 【国分寺町冬のまつり】 (内容) 人工降雪や雪のすべり台、子供向けイベントを実施しており、ふるさと活性化委員会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) ふるさと活性化委員会 (開催時期) 1月下旬の日曜日 (補助金額) 3,000千円 ※平成15年度実績	・開催事業に差異がある。 ・実施主体に差異がある。	
			対 応 策	
			・国分寺町が実施している観光イベントの補助については、合併後も継続して行うものとする。 ・事業の実施方法等については、実施団体の意向を尊重しながら、合併時まで調整するものとする。	
			調 整 案	
			高松市の制度に統一する。 国分寺町が実施している観光イベントの補助については、合併後も継続して行うものとする。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-13 商工・観光関係事業		部会名	産 業
分類	観光イベント振興事業			
現 況				
項 目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 事業の内容 (つづき)	【桃太郎まつり】 (内容) 鬼無桃太郎神社で毎年3月に開催され、鬼無観光協会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 鬼無観光協会 (開催時期) 3月下旬の日曜日			
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目		24-12 商工・観光関係事業		部 会 名		産 業	
分 類		観光イベント振興事業					
		現 況					
項 目		高 松 市		香 南 町		問 題 点 ・ 課 題	
1 事業の内容		【さぬき高松まつり】 (内容) 市最大のまつりであるさぬき高松まつりの準備業務・開催業務を担当している高松まつり振興会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 高松まつり振興会 (開催時期) 8月12日～14日 【高松秋のまつり大名行列】 (内容) 高松市の四季を表す4大まつりの一つとして育成するとともに、高松南部地域の活性化に寄与するために、高松秋のまつり大名行列推進委員会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 高松秋のまつり大名行列推進委員会 (開催時期) 10月の第3土、日曜日 【高松冬のまつり】 (内容) クリスマス時期に、中央公園やメインストリートに電飾を行い、中央公園では、ステージイベント等行っており、高松冬のまつり実行委員会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 高松冬のまつり実行委員会 (開催時期) 12月下旬		【ボンフェスティバルIN香南】 (内容) 町の活性化に寄与するため、地域のふれあい交流イベントとして、毎年、ボンフェスティバルIN香南を開催し、実行委員会に対して、補助金を支出している。 ・盆踊り、アトラクション、各種バザー、花火大会等 (実施主体) ボンフェスティバルIN香南実行委員会 (開催時期) 8月の第1日曜日 (平成15年度補助金額) 2,000千円		・開催事業に差異がある。 ・実施主体に差異がある。	
				対 応 策		・香南町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。 ・事業の実施方法等については、実施団体の意向を尊重しながら、合併時まで調整するものとする。	
				調 整 案		高松市の制度に統一する。 香南町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-12 商工・観光関係事業		部会名	産 業
分 類	観光イベント振興事業			
現 況				
項 目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
	【桃太郎まつり】 (内容) 鬼無桃太郎神社で毎年3月に開催され、鬼無観光協会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 鬼無観光協会 (開催時期) 3月下旬の日曜日			
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目		24ー12 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類		観光イベント振興事業			
現 況					
項 目	高 松 市		庵 治 町		
1 事業の内容	【さぬき高松まつり】 (内容) 市最大のまつりであるさぬき高松まつりの準備業務・開催業務を担当している高松まつり振興会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 高松まつり振興会 (開催時期) 8月12日～14日 【高松秋のまつり大名行列】 (内容) 高松市の四季を表す4大まつりの一つとして育成するとともに、高松南部地域の活性化に寄与するために、高松秋のまつり大名行列推進委員会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 高松秋のまつり大名行列推進委員会 (開催時期) 10月の第3土、日曜日 【高松冬のまつり】 (内容) クリスマス時期に、中央公園やメインストリートに電飾を行い、中央公園では、ステージイベント等行っており、高松冬のまつり実行委員会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 高松冬のまつり実行委員会 (開催時期) 12月下旬		【ふれあい祭り庵治】 (内容) 皇子神社の夏祭りに合わせて、庵治漁港周辺でイベントを開催しており、ふれあい祭り庵治実行委員会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) ふれあい祭り庵治実行委員会 (開催時期) 旧暦の6月14、15日に近い金、土曜日 (補助金額) 9,000,000円		
問 題 点 ・ 課 題					
開催事業及び実施主体に差異がある。					
対 応 策					
・庵治町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。 ・事業の実施方法等については、実施団体の意向を尊重しながら、合併時まで調整するものとする。					
調 整 案					
高松市の制度に統一する。 庵治町が実施している観光イベントの補助については、合併後も継続して行うものとする。					

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-12 商工・観光関係事業		部会名	産 業
分 類	観光イベント振興事業			
現 況				
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 事業の内容 (つづき)	【桃太郎まつり】 (内容) 鬼無桃太郎神社で毎年3月に開催され、鬼無観光協会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 鬼無観光協会 (開催時期) 3月下旬の日曜日			
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－14 商工・観光関係事業	
分 類	観光施設運営等事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 温泉等施設	該当なし。	【行基の湯】 (所在地) 塩江町大字安原上東 (施設概要) ・浴場棟 ・茶房棟 ・製造体験工房 ・障害者専用風呂 ・便所棟 ・休憩棟 (営業時間) 午前10時～午後10時 (入浴料金) 〔町内大人〕 310円 〔町内子ども〕 160円 〔町外大人〕 420円 (内、入湯税 100円) 〔町外子ども〕 210円 (運営形態) 直営:浴場棟・障害者専用風呂 委託:茶房棟・製造体験工房・便所棟・休憩棟 【自然休養村総合地域施設】 (所在地) 塩江町大字安原上東 (施設概要) ・研修室 ・会議室 ・食堂 ・宿泊部屋 (6部屋) (料金) 〔宿泊〕 3,150円～3,670円 〔研修室〕 6,300円～8,400円 〔会議室〕 2,100円～4,720円 (運営形態) 直営

部会名	産業
-----	----

問題点・課題
・高松市には、温泉等施設、温泉水配水施設、物産品等展示販売施設及びイベント広場がない。 ・観光案内所の管理運営方法に差異がある。

対応策
・塩江町の観光施設については、高松市に引き継ぐものとし、施設の運営形態等については、合併時までに調整を行うものとする。 ・塩江町の観光案内所の管理運営方法については、現行のとおりとする。

調整案
塩江町の観光施設については、高松市に引き継ぐものとする。 塩江町の観光案内所の管理運営方法については、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24－14 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類	観光施設運営等事業			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
2 温泉水配水施設	該当なし。	(施設概要) 奥の湯温泉1号井(昭和48年整備) 〔配管延長 6.5 km〕 奥の湯温泉2号井(平成11年整備) 〔配管延長 6.5 km〕 (配水先) 〔奥の湯温泉1号井〕 ・老人福祉センター、塩江病院ほか 〔奥の湯温泉2号井〕 ・行基の湯、自然休養村総合地域施設ほか (使用料) ・自動販売機温泉水:100ℓ当たり 50円 ・配管温泉水:分譲契約によって異なる。 (管理) 塩江町が管理		
3 物産品等展示販売施設	該当なし。	(名称) 塩江町観光物産センター (所在地) 塩江町大字安原上東 (施設概要) 道の駅しおのえに隣接し、特産品の展示販売を行っている。 (運営形態) 第3セクターへ委託〔(有) 湯遊しおのえ〕	対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24－14 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類	観光施設運営等事業			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 観光案内所	(概要) JR高松駅前のインフォメーションプラザにおいて、 観光案内及び宿泊案内を行っている。 (所在地) 高松市浜ノ町1番16号 (運営形態) 委託 (委託先) 〔観光案内〕 (財) 高松観光コンベンション・ビューロー (委託料) 3,118,026円	(概要) 塩江町観光物産センターに隣接している観光宿泊 案内所において、観光案内を行っている。 なお、運営に対して、補助金を支出している。 (所在地) 塩江町大字安原上東 (運営) 塩江温泉旅館飲食協同組合 (補助金額) 500,000円		
5 イベント広場	該当なし。	(名称) 自然休養村センター前広場 (所在地) 塩江町大字安原上東 (施設概要) ・野外ステージ ・イベント広場 ・ゲートボール場 ・駐車場 (敷地) 民間からの借地であり、使用料を支払っている。 (管理) 塩江町が管理		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－12 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類	観光施設運営等事業			
現 況				
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 観光案内所	(概要) JR高松駅前のインフォメーションプラザにおいて、 観光案内及び宿泊案内を行っている。 (所在地) 高松市浜ノ町1番16号 (運営形態) 委託 (委託先) 〔観光案内〕 (財) 高松観光コンベンション・ビューロー (委託料) 3, 118, 026円	該当なし。	高松市には、オートキャンプ場、海水浴場 附帯施設がない。	
			対 応 策	
			庵治町の観光施設等については、高松 市に引き継ぐものとし、施設の運営形態等 については、合併時まで調整を行うものと する。	
			調 整 案	
			庵治町の観光施設等については、高松 市に引き継ぐ。	

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－12 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類	観光施設運営等事業			
現 況				
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
2 オートキャンプ場	該当なし。	(名称) 庵治町太鼓の鼻オートキャンプ場 (所在地) 庵治町字鞍谷 (施設概要) ・管理棟兼サニタリー棟 ・バンガロー 2種計5棟 ・炊事棟 2棟 ・キャンプサイト 10区画 ・トイレ棟 ・一般駐車場 (入場料金) 〔大人〕300円 〔小・中学生〕200円 (施設利用料金) 〔オートキャンプサイト〕 1泊2日 1台 3,000円 デイキャンプ 1台 2,000円 〔バンガロー〕 1泊2日 1棟 6,000円 デイ使用 1棟 4,000円 (駐車場利用料金) 1台1回 500円 (運営形態) 直営:管理棟等 委託:一般駐車場(7月1日～8月31日) (委託料) 300,000円		
3 海水浴場 附帯施設	該当なし。	(概要) 夏季の期間中(7月1日～8月31日)、町内3箇所の海水浴場(笹尾、篠尾、高尻)に、仮設トイレを設置している。	対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－15　建設関係事業		
分　　　類	都市公園等		
現			

部会名	都市開発
-----	------

問題点・課題
・維持管理の方法、有料施設の使用料及び管理運営に差異がある。 ・国分寺町では占用料を徴収していない。

対応策
高松市の制度に統一する。 ただし、如意輪寺公園の記念植樹は、当分の間、現行のとおり継続するものとする。 なお、施設の管理運営方法等については、合併時まで調整するものとする。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-15 建設関係事業	
分類	都市公園等	
	現況	
項目	高松市	国分寺町
4 有料施設	(玉藻公園) ①入園料 普通 大人200円、小人100円 団体 大人140円、小人 70円 ※団体は20人以上／6歳未満は無料 ②披雲閣使用料 ・営業目的 890円～9,140円 ・その他 440円～4,570円 (仏生山公園) ○体育館(アリーナ面積1,089㎡) ・施設 バレーボール2面、バスケットボール2面、バドミントン6面ほか ・使用料金 専用使用 4,270円～307,210円 個人使用 一般100円、学生50円(1時間) ○温水プール ・施設 25mプール(7コース／水深1.1m～1.3m) 補助プール(水深60cm) ・使用料金 大人510円、中・高校生340円 小人(3歳未満除く) 230円 ※身体障害者が利用する場合は、無料 ○集会室 ・施設 第1～第5集会室 ・使用料金 2,170円～6,480円／全日 ・冷暖房料 室料の1/2の額 ○管理運営 ・体育館、温水プール (財)高松市スポーツ振興事業団 ・集会室 (財)高松市花と緑の協会 ※ 多目的広場及びキャンプ場の使用料は無料	※体育施設を除く。 (橘ノ丘総合運動公園) ○多目的広場 使用料金 1,000円／1時間当り ※町外者は倍額 ○キャンプ場 使用料金 100円／1人／1回 ※町外者は倍額、小学生未満は無料 (如意輪寺公園) ○多目的広場 使用料金 1,000円／1時間当り ※町外者は倍額 ○記念植樹 使用料金 30,000円／1本当り ○管理運営 町が直営で実施している。

部会名	都市開発
-----	------

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-16 交通関係事業	
分類	自転車等駐車場管理	
	現	況
項目	高松市	国分寺町
1 自転車駐車場管理	(内容) 自転車等の利用者の利便を図るため、有料の自転車駐車場を設置し、管理している。 (管理方法) 委託方式 (施設概要) 瓦町地下自転車駐車場 ・面積:1,965㎡ ・収容台数:960台 ・利用時間:午前6時～午後11時 高松駅前広場地下自転車駐車場 ・面積:5,009㎡ ・収容台数:2,307台 ・利用時間:午前4時～翌日午前2時 栗林公園駅前自転車駐車場 ・面積:322㎡ ・収容台数:188台 ・利用時間:午前6時～午後11時 (駐車料) 1回100円・1ヶ月2,000円(自転車) 3ヶ月5,500円 学生 1ヶ月1,800円 3ヶ月5,000円 1回200円・1ヶ月4,000円(バイク) 3ヶ月11,000円 学生 1ヶ月3,600円 3ヶ月10,000円	(内容) 端岡駅及び国分駅構内の美化と自転車等の利用者の利便を図るため、有料の自転車駐車場を設置し管理している。 (管理方法) 直営方式 (施設概要) 端岡駅自転車駐車場 ・面積:575㎡ ・収容台数:650台 ・利用時間:24時間 国分駅自転車駐車場 ・面積:491㎡ ・収容台数:200台 ・利用時間:24時間 (駐車料) 1日1回100円・1ヶ月1,000円(自転車) 1日1回200円・1ヶ月2,000円(バイク) [国分寺町自転車駐車場管理事業基金] (内容) 町自転車駐車場管理事業資金に充てるため自転車駐車場管理事業基金を設置している。 (状況) 21,727千円(15年度末現在)

部会名	土木
-----	----

問題点・課題
・管理方法が異なる。 ・利用時間及び駐車料が異なる。 ・国分寺町では自転車駐車場管理事業基金を設置している。

対応策
高松市の制度に統一する。 ただし、端岡駅、国分駅自転車駐車場の利用時間及び駐車料については、合併時までに調整するものとする。

調整案
高松市の制度に統一する。 ただし、端岡駅、国分駅自転車駐車場の利用時間及び駐車料については、合併時までに調整するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－20 消防防災関係事業		
分 類	防災行政無線		
現 況			
項 目	高 松 市		塩 江 町
1 目的	市内において、災害が発生し、または発生する恐れがあるとき、市民の安全の確保のため、災害情報の収集及び伝達を円滑に行う事を目的として、設置している。		高松市と同じ。
2 施設	【移動系無線】 施設整備年度 平成2年度 基地局 高松市役所 本庁舎内 移動局数 49局 車載携帯型 25局 集落可搬型 22局 携帯型 2局 周波数MHz 466.7625MHz 【同報系無線】 施設なし。 整備について、検討中。		【移動系無線】 施設整備年度 昭和54年度 基地局 塩江町役場 本庁舎内 移動局数 22局 車載携帯型 14局 集落可搬型 ー 携帯型 8局 周波数MHz 150.81MHz 【同報系無線】 町営CATVの導入に伴い、平成16年度において、廃止。
※ 移動系無線 車載型や携帯型の陸上移動無線局と基地局で通信を行うものであり、主として自治体内の通信手段。			
※ 同報系無線 市町村庁舎と屋外拡声器や家庭内の個別受信機を結び、地域住民への災害情報の伝達に活用されるもので、災害の予警報を一斉通報する同報通信方式が特徴的な利用形態。			

部会名	総務
-----	----

問題点・課題
・周波数が異なる。 ・両市町の基地局の接続方法等を検討する必要がある。 ・高松市では、移動系無線の更新、同報系無線の整備を検討中である。

対応策
・周波数については、1市町村1波が原則となっているが、高松市において、システムの更新等を行うまでの間、現行の2波で運用する。 ・両市町の基地局の接続方法については、合併時までに調整する。

調整案
高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－20 消防防災関係事業	
分 類	防災行政無線	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 目的	市内において、災害が発生し、または発生する恐れがあるとき、市民の安全の確保のため、災害情報の収集及び伝達を円滑に行うことを目的として、設置している。	高松市と同じ。
2 施設	【移動系無線】 施設整備年度 平成2年度 基地局 高松市役所 本庁舎内 移動局数 49局 車載携帯型 25局 集落可搬型 22局 携帯型 2局 周波数MHz 466.7625MHz (更新ついて、検討中。)	【移動系無線】 該当なし。
	【同報系無線】 該当なし。 (整備について、検討中。)	【同報系無線】 施設整備年度 平成元年度 基地局 香川町役場 本庁舎内 屋外拡声子局数 14局 戸別受信機設置数 5,150戸 周波数 68.865MHz
3 戸別受信機	該当なし。	設置資格 ①町内在住 ②公共機関 ③町内事業所等 受信機 貸与 経費負担 無償とする。(全戸分リース契約で、町が全額負担している。)

※ 移動系無線
車載型や携帯型の陸上移動無線局と基地局で通信を行うものであり、主として自治体内の通信手段。

※ 同報系無線
市町村庁舎と屋外拡声器や家庭内の戸別受信機を結び、地域住民への災害情報の伝達に活用されるもので、災害の予警報を一斉通報する同報通信方式が特徴的な利用形態。

部会名	総務
-----	----

問題点・課題
・無線施設が異なる。 ・両市町の基地局の接続方法等を検討する必要がある。 ・香川町は、戸別受信機を無償で貸与している。 ・高松市では、移動系無線の更新、同報系無線の整備を検討中である。

対応策
・各無線施設の接続方法については、合併時までに調整する。 ・戸別受信機の経費負担については、合併時までに調整する。

調整案
香川町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用するものとする。 戸別受信機の経費負担については、合併時までに調整する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－19 消防防災関係事業		
分 類	防災行政無線		
現 況			
項 目	高 松 市		国 分 寺 町
1 目的	市内において、災害が発生し、または発生する恐れがあるとき、市民の安全の確保のため、災害情報の収集及び伝達を円滑に行うことを目的として、設置している。		国分寺町の防災体制の確立のため、災害時における通信連絡の確保と災害情報の伝達及び広報活動による予告、通報等の連絡を円滑にし、住民の福祉の増進に資するため設置している。
2 施設	【移動系無線】 施設整備年度 平成2年度 基地局 高松市役所 本庁舎内 移動局数 49局 車載携帯型 25局 集落可搬型 22局 携帯型 2局 周波数MHz 466.7625MHz (更新について、検討中。)		【移動系無線】 施設整備年度 平成3年度 基地局 国分寺町役場本庁舎内 移動局数 29局 車載携帯型 17局 集落可搬型 ー 携帯型 12局 周波数MHz 466.8625MHz
	【同報系無線】 施設なし。 (整備について、検討中。)		【同報系無線】 施設整備年度 昭和60年度 (平成16年度に更新) 基地局 国分寺役場本庁舎内 屋外拡声子局数 8局 戸別受信機設置数 5,920戸 周波数MHz 69.435MHz
3 戸別受信機	該当なし。		設置資格 ①町内在住②公共機関③町内事業所等 ④その他必要と認めるもの 受信機 貸与 経費負担 無償とする。但し、③については全額負担とする。
※ 移動系無線 車載型や携帯型の陸上移動無線局と基地局で通信を行うものであり、主として自治体内の通信手段。			
※ 同報系無線 市町村庁舎と屋外拡声器や家庭内の個別受信機を結び、地域住民への災害情報の伝達に活用されるもので、災害の予警報を一斉通報する同報通信方式が特徴的な利用形態。			

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・無線施設及び周波数が異なる。 ・両市町の基地局の接続方法等を検討する必要がある。 ・国分寺町では、町内事業所等を除き、戸別受信機を無償で貸与している。 ・高松市では、移動系無線の更新、同報系無線の整備を検討中である。

対 応 策
・移動系無線の周波数は、1市町村1波が原則となっているが、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行の2波で運用する。 ・両市町の基地局の接続方法については、合併時まで調整するものとする。 ・戸別受信機の経費負担については、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
国分寺町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用する。 戸別受信機の経費負担については、合併時まで調整するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24-18 消防防災関係事業																																							
分 類	防災行政無線																																							
現 況																																								
項 目	高 松 市	香 南 町																																						
1 目的	市内において、災害が発生し、または発生する恐れがあるとき、市民の安全の確保のため、災害情報の収集及び伝達を円滑に行う事を目的として、設置している。																																							
2 施設	【移動系無線】 <table><tr><td>施設整備年度</td><td>平成2年度</td></tr><tr><td>基地局</td><td>高松市役所 本庁舎内</td></tr><tr><td>移動局数</td><td>49局</td></tr><tr><td>車載携帯型</td><td>25局</td></tr><tr><td>集落可搬型</td><td>22局</td></tr><tr><td>携帯型</td><td>2局</td></tr><tr><td>周波数MHz</td><td>466.7625MHz</td></tr></table> 【同報系無線】 該当なし。 ただし、整備について、検討中。	施設整備年度	平成2年度	基地局	高松市役所 本庁舎内	移動局数	49局	車載携帯型	25局	集落可搬型	22局	携帯型	2局	周波数MHz	466.7625MHz	【移動系無線】 <table><tr><td>施設整備年度</td><td>平成4年度</td></tr><tr><td>基地局</td><td>香南町役場 本庁舎内</td></tr><tr><td>移動局数</td><td>22局</td></tr><tr><td>車載携帯型</td><td>10局</td></tr><tr><td>集落可搬型</td><td>－</td></tr><tr><td>携帯型</td><td>12局</td></tr><tr><td>周波数MHz</td><td>466.9125MHz</td></tr></table> 【同報系無線】 <table><tr><td>施設整備年度</td><td>平成4年度</td></tr><tr><td>基地局</td><td>香南町役場 本庁舎内</td></tr><tr><td>屋外拡声子局数</td><td>4局</td></tr><tr><td>戸別受信機設置数</td><td>1,746戸</td></tr><tr><td>周波数</td><td>68.55MHz</td></tr></table>	施設整備年度	平成4年度	基地局	香南町役場 本庁舎内	移動局数	22局	車載携帯型	10局	集落可搬型	－	携帯型	12局	周波数MHz	466.9125MHz	施設整備年度	平成4年度	基地局	香南町役場 本庁舎内	屋外拡声子局数	4局	戸別受信機設置数	1,746戸	周波数	68.55MHz
施設整備年度	平成2年度																																							
基地局	高松市役所 本庁舎内																																							
移動局数	49局																																							
車載携帯型	25局																																							
集落可搬型	22局																																							
携帯型	2局																																							
周波数MHz	466.7625MHz																																							
施設整備年度	平成4年度																																							
基地局	香南町役場 本庁舎内																																							
移動局数	22局																																							
車載携帯型	10局																																							
集落可搬型	－																																							
携帯型	12局																																							
周波数MHz	466.9125MHz																																							
施設整備年度	平成4年度																																							
基地局	香南町役場 本庁舎内																																							
屋外拡声子局数	4局																																							
戸別受信機設置数	1,746戸																																							
周波数	68.55MHz																																							
3 戸別受信機	該当なし。	設置資格 ①町内在住者②公共機関③町内事業所等 ④その他必要と認めるもの 設置補助 設置工事費の4分の3以内																																						

※ 移動系無線

車載型や携帯型の陸上移動無線局と基地局で通信を行うものであり、主として自治体内の通信手段。

※ 同報系無線

市町村庁舎と屋外拡声器や家庭内の戸別受信機を結び、地域住民への災害情報の伝達に活用されるもので、災害の予警報を一斉通報する同報通信方式が特徴的な利用形態。

部会名	総務
-----	----

問題点・課題
・無線施設及び周波数が異なる。 ・両市町の基地局の接続方法等を検討する必要がある。 ・高松市では、戸別受信機の設置工事費の補助を実施していない。 ・高松市では、移動系無線の更新、同報系無線の整備を検討中である。

対応策
・移動系無線の周波数は、1市町村1波が原則となっているが、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行の2波で運用する。 ・各無線施設の接続方法については、合併時までに調整する。 ・戸別受信機設置補助については、合併時までに調整するものとする。

調整案
高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用するものとする。 戸別受信機設置補助については、合併時までに調整するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－18 消防防災関係事業	
分 類	防災行政無線	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 目的	市内において、災害が発生し、または発生する恐れがあるとき、市民の安全の確保のため、災害情報の収集及び伝達を円滑に行うことを目的として、設置している。	庵治町の災害時における通信連絡及び日常行政事務に関する広報活動を円滑に行い、行政の推進、生活文化の向上、人命保護、災害の防止等住民の福祉に資するため、設置している。
2 施設	【移動系無線】 施設整備年度 平成2年度 基地局 高松市役所 本庁舎内 移動局数 49局 車載携帯型 25局 集落可搬型 22局 携帯型 2局 周波数MHz 466.7625MHz	【移動系無線】 施設整備年度 昭和53年度 基地局 庵治町役場本庁舎内 移動局数 23局 車載携帯型 14局 集落可搬型 ー 携帯型 9局 周波数MHz 151.47MHz
	【同報系無線】 該当なし。 (整備について、検討中。)	【同報系無線】 施設整備年度 平成4年度 基地局 庵治町役場本庁舎内 屋外拡声子局数 17局 戸別受信機設置数 280戸 周波数 69.75MHz
3 戸別受信機	該当なし。	設置資格 町内住民 経費負担 全額住民負担 ※平成9～10年度自治会に対し設置事業費として、1基5,000円を超える額を補助した。
※ 移動系無線 車載型や携帯型の陸上移動無線局と基地局で通信を行うものであり、主として自治体内の通信手段。		
※ 同報系無線 市町村庁舎と屋外拡声器や家庭内の個別受信機を結び、地域住民への災害情報の伝達に活用されるもので、災害の予警報を一斉通報する同報通信方式が特徴的な利用形態。		

部会名	総務
-----	----

問題点・課題
・無線施設及び周波数が異なる。 ・両市町の基地局の接続方法等を検討する必要がある。 ・高松市では、移動系無線の更新、同報系無線の整備を検討中である。

対応策
・移動系無線の周波数は、1市町村1波が原則となっているが、高松市において施設の更新を行うまでの間、現行の2波で運用する。 ・両市町の各無線施設の接続方法については、合併時まで調整する。

調整案
庵治町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおりに運用するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24-22 社会教育事業									
分 類	公民館									
現 況										
項 目	高 松 市					香 川 町				
1 施設の概要	・地区公民館 41館					・公民館 5館(内分館 1館)				
		公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造		公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造
	1	二番丁	663.19	450.87	RC2F	22	前田	1,913.86	450.75	RC2F
	2	四番丁	428.28	450.66	RC2F	23	川添	1,515.05	671.30	RC2F
	3	亀阜	348.23	450.54	RC2F	24	林	1,143.32	450.64	RC2F
	4	栗林	1,097.37	450.76	RC2F	25	三谷	1,426.01	450.20	RC2F
	5	花園	350.00	503.00	RC3F	26	仏生山	1,470.85	650.97	RC2F
	6	松島	1,159.05	672.11	RC2F	27	一宮	1,904.00	650.77	RC1F
	7	築地	333.73	450.38	RC2F	28	多肥	1,490.74	450.68	RC2F
	8	新塩屋町	542.01	450.76	RC2F	29	川岡	1,218.69	450.23	RC2F
	9	日新	251.23	502.20	RC3F	30	円座	1,403.76	450.63	RC2F
	10	鶴尾	1,562.51	578.08	RC2F	31	槽紙	2,336.00	450.17	RC2F
	11	太田	1,516.30	450.79	RC2F	32	弦打	2,024.59	673.48	RC2F
	12	太田中央	1,500.44	420.38	RC2F	33	鬼無	1,524.67	450.51	RC2F
	13	太田南	1,919.35	420.15	RC2F	34	香西	1,132.55	650.61	RC2F
	14	木太	1,697.70	450.71	RC2F	35	下笠居	843.16	522.20	RC2F
	15	木太南	1,453.66	420.62	RC2F	36	女木	712.56	400.92	SALC2F
	16	木太北部	1,254.00	420.56	RC2F	37	男木	327.30	400.66	SALC2F
	17	古高松	1,021.06	450.51	RC2F	38	川島	1,852.81	650.80	RC2F
	18	古高松南	1,333.81	420.49	RC2F	39	十河	1,251.97	400.86	RC2F
	19	屋島	1,826.71	450.42	RC2F	40	東植田	1,048.00	400.00	RC2F
	20	屋島西	1,421.02	424.58	RC2F	41	西植田	1,395.58	400.27	RC2F
	21	屋島東	2,650.37	420.76	RC2F					
	RC：鉄筋コンクリート SALC：鉄骨造軽量気泡コンクリートパネル張									
	・管理公民館					・該当なし。				
		公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造					
	1	鶴尾中部	86.83	86.83	木造1F					

部会名	教 育
問題点・課題	
公民館の開館時間等に差異がある。	
対応策	
香川町の公民館については、高松市に引き継ぐ。 香川町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時まで調整する。	
調整案	
香川町の公民館については、高松市に引き継ぐ。 香川町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時まで調整する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－22 社会教育事業	
分 類	公民館	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
2 開館時間等	・開館時間 午前9時～午後10時 (ただし、日曜日は午後5時まで) ・休館日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年1月3日まで	・開館時間 午前8時30分～午後10時 ・休館日 月曜日・国民の祝日に関する法律に規定する 休日の翌日・12月29日から翌年1月3日まで
3 公民館事業	・公民館講座 地域住民の学習要求に応えるため、人権学習・家庭教育・ボランティア学習等の現代的課題や、学校週5日制に対応した講座を実施している。 ・同好会活動 地域住民の自主的な学習活動として、同好会活動が行われている。 ・貸館 各地域住民の生涯学習に係る場を提供し、生涯学習の振興を図るため、各公民館のホールや会議室を貸出している。	・公民館講座 地域住民の学習要求に応えるため、生涯学習講座・地区婦人学級・地区老人大学・学校週5日制に対応した講座を実施している。 ・同好会活動 高松市と同じ。 ・貸館 各地域住民の生涯学習に係る場を提供し、生涯学習の振興を図るため、各公民館の会議室等を貸出している。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24－22 社会教育事業																																																																			
分 類	公民館																																																																			
現 況																																																																				
項 目	高 松 市					香 川 県 町																																																														
4 使用料	・公民館使用料					・公民館使用料																																																														
	<table><tr><th>使用時間</th><th>午前9時から 正午まで</th><th>正午から午後5 時まで</th><th>午後5時から午 後10時まで</th></tr><tr><td>部屋名</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>小集会室 (40㎡未満)</td><td>220円</td><td>250円</td><td>370円</td></tr><tr><td>中集会室(40㎡ 以上150㎡未満)</td><td>430円</td><td>500円</td><td>760円</td></tr><tr><td>大ホール(150㎡ 以上)</td><td>870円</td><td>1,010円</td><td>1,520円</td></tr><tr><td>調理実習室</td><td>650円</td><td>760円</td><td>1,140円</td></tr><tr><td>冷暖房装置</td><td colspan="3">その室の使用料の2分の1の額</td></tr></table>					使用時間	午前9時から 正午まで	正午から午後5 時まで	午後5時から午 後10時まで	部屋名				小集会室 (40㎡未満)	220円	250円	370円	中集会室(40㎡ 以上150㎡未満)	430円	500円	760円	大ホール(150㎡ 以上)	870円	1,010円	1,520円	調理実習室	650円	760円	1,140円	冷暖房装置	その室の使用料の2分の1の額			<table><tr><th>区分</th><th>午前</th><th>午後</th><th>昼間</th><th>夜間</th></tr><tr><td>部屋名</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>会議室(洋)</td><td>1,570円</td><td>2,100円</td><td>3,670円</td><td>3,150円</td></tr><tr><td>会議室(和)</td><td>1,570円</td><td>2,100円</td><td>3,670円</td><td>3,150円</td></tr><tr><td>調理実習室</td><td>2,100円</td><td>2,100円</td><td>4,200円</td><td>3,150円</td></tr><tr><td>冷暖房装置</td><td colspan="4">その室料の使用料の40%を加算</td></tr></table>					区分	午前	午後	昼間	夜間	部屋名					会議室(洋)	1,570円	2,100円	3,670円	3,150円	会議室(和)	1,570円	2,100円	3,670円	3,150円	調理実習室	2,100円	2,100円	4,200円	3,150円	冷暖房装置	その室料の使用料の40%を加算			
使用時間	午前9時から 正午まで	正午から午後5 時まで	午後5時から午 後10時まで																																																																	
部屋名																																																																				
小集会室 (40㎡未満)	220円	250円	370円																																																																	
中集会室(40㎡ 以上150㎡未満)	430円	500円	760円																																																																	
大ホール(150㎡ 以上)	870円	1,010円	1,520円																																																																	
調理実習室	650円	760円	1,140円																																																																	
冷暖房装置	その室の使用料の2分の1の額																																																																			
区分	午前	午後	昼間	夜間																																																																
部屋名																																																																				
会議室(洋)	1,570円	2,100円	3,670円	3,150円																																																																
会議室(和)	1,570円	2,100円	3,670円	3,150円																																																																
調理実習室	2,100円	2,100円	4,200円	3,150円																																																																
冷暖房装置	その室料の使用料の40%を加算																																																																			
	※公民館活動や同好会活動など、地域住民の教育、学術、文化の増進に資すると認められる場合は使用料を減免している。					※町、町の機関、公共団体、公益団体において使用する場合やその他、館長が特別な理由があると認めるときは使用料を減免している。																																																														

部会名	教育
-----	----

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目		24－21 社会教育事業									
分 類		公民館									
現 況											
項 目		高 松 市					国 分 寺 町				
1 施設の概要		・地区公民館 41館					・地区公民館 5館				
	公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造		公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造		
1	二番丁	663.19	450.87	RC2F	22	前田	1,913.86	450.75	RC2F	番号	公民館名
2	四番丁	428.28	450.66	RC2F	23	川添	1,515.05	671.30	RC2F	1	北部
3	亀阜	348.23	450.54	RC2F	24	林	1,143.32	450.64	RC2F	2	北部分館
4	栗林	1,097.37	450.76	RC2F	25	三谷	1,426.01	450.20	RC2F	3	北部第二分館
5	花園	350.00	503.00	RC3F	26	仏生山	1,470.85	650.97	RC2F	4	南部
6	松島	1,159.05	672.11	RC2F	27	一宮	1,904.00	650.77	RC1F	5	南部分館
7	築地	333.73	450.38	RC2F	28	多肥	1,490.74	450.68	RC2F		
8	新塩屋町	542.01	450.76	RC2F	29	川岡	1,218.69	450.23	RC2F	RC:鉄筋コンクリート	
9	日新	251.23	502.20	RC3F	30	円座	1,403.76	450.63	RC2F	RS:鉄骨スレート	
10	鶴尾	1,562.51	578.08	RC2F	31	檀紙	2,336.00	450.17	RC2F		
11	太田	1,516.30	450.79	RC2F	32	弦打	2,024.59	673.48	RC2F		
12	太田中央	1,500.44	420.38	RC2F	33	鬼無	1,524.67	450.51	RC2F		
13	太田南	1,919.35	420.15	RC2F	34	香西	1,132.55	650.61	RC2F		
14	木太	1,697.70	450.71	RC2F	35	下笠居	843.16	522.20	RC2F		
15	木太南	1,453.66	420.62	RC2F	36	女木	712.56	400.92	SALC2F		
16	木太北部	1,254.00	420.56	RC2F	37	男木	327.30	400.66	SALC2F		
17	古高松	1,021.06	450.51	RC2F	38	川島	1,852.81	650.80	RC2F		
18	古高松南	1,333.81	420.49	RC2F	39	十河	1,251.97	400.86	RC2F		
19	屋島	1,826.71	450.42	RC2F	40	東植田	1,048.00	400.00	RC2F		
20	屋島西	1,421.02	424.58	RC2F	41	西植田	1,395.58	400.27	RC2F		
21	屋島東	2,650.37	420.76	RC2F							
RC:鉄筋コンクリート SALC:鉄骨造軽量気泡コンクリートパネル張											
・管理公民館		・該当なし。									
	公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造							
1	鶴尾中部	86.83	86.83	木造1F							

部会名	教 育
-----	-----

問題点・課題
公民館の開館時間等に差異がある。

対応策
国分寺町の公民館については、高松市に引き継ぐ。 国分寺町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時までに調整する。

調整案
国分寺町の公民館については、高松市に引き継ぐ。 国分寺町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時までに調整する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－21 社会教育事業	
分 類	公民館	
現 況		
項 目	高 松 市	国 分 寺 町
2 開館時間等	・開館時間 午前9時～午後10時 (ただし、日曜日は午後5時まで) ・休館日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年1月3日まで	・開館時間 午前8時30分～午後9時30分 ・休館日 12月29日から翌年1月3日まで
3 公民館事業	・公民館講座 地域住民の学習要求に応えるため、人権学習・家庭教育・ボランティア学習等の現代的課題や、学校週5日制に対応した講座を実施している。 ・同好会活動 地域住民の自主的な学習活動として、同好会活動が行われている。 ・貸館 各地域住民の生涯学習に係る場を提供し、生涯学習の振興を図るため、各地区公民館のホールや会議室を貸出している。	・公民館講座 地域住民の学習要求に応えるため、現代的課題や住民ニーズに対応した講座を実施している。 ・同好会活動 高松市と同じ。 ・貸館 各地域住民の生涯学習に係る場を提供し、生涯学習の振興を図るため、各公民館の会議室等を貸出している。

部会名	教育
-----	----

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目		24－21 社会教育事業										部 会 名		教 育																																																																	
分 類		公民館																																																																													
現 況																																																																															
項 目		高 松 市						国 分 寺 町																																																																							
4 使用料		公民館使用料						公民館使用料																																																																							
		<table><tr><td>使用時間</td><td>午前9時から</td><td>正午から</td><td>午後5時から</td></tr><tr><td>部屋名</td><td>正午まで</td><td>午後5時まで</td><td>午後10時まで</td></tr><tr><td>小集会室 (40㎡未満)</td><td>220円</td><td>250円</td><td>370円</td></tr><tr><td>中集会室 (40㎡以上150㎡未満)</td><td>430円</td><td>500円</td><td>760円</td></tr><tr><td>大ホール (150㎡以上)</td><td>870円</td><td>1,010円</td><td>1,520円</td></tr><tr><td>調理実習室</td><td>650円</td><td>760円</td><td>1,140円</td></tr><tr><td>冷暖房装置</td><td colspan="3">その室の使用料の2分の1の額</td></tr></table>						使用時間	午前9時から	正午から	午後5時から	部屋名	正午まで	午後5時まで	午後10時まで	小集会室 (40㎡未満)	220円	250円	370円	中集会室 (40㎡以上150㎡未満)	430円	500円	760円	大ホール (150㎡以上)	870円	1,010円	1,520円	調理実習室	650円	760円	1,140円	冷暖房装置	その室の使用料の2分の1の額			<table><tr><td>使用時間</td><td>8:30～</td><td>8:30～</td><td>17:30～</td><td>13:00～</td><td>8:30～</td><td>冷暖房</td></tr><tr><td>部屋名</td><td>17:00</td><td>12:30</td><td>21:30</td><td>21:30</td><td>21:30</td><td>期間</td></tr><tr><td>大会議室</td><td>1,500円</td><td>13:00～</td><td>1,000円</td><td>1,500円</td><td>2,000円</td><td>20%増</td></tr><tr><td></td><td></td><td>17:00</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>小会議室</td><td>700円</td><td></td><td>500円</td><td>700円</td><td>1,000円</td><td>1,500円</td><td>20%増</td></tr></table>								使用時間	8:30～	8:30～	17:30～	13:00～	8:30～	冷暖房	部屋名	17:00	12:30	21:30	21:30	21:30	期間	大会議室	1,500円	13:00～	1,000円	1,500円	2,000円	20%増			17:00					小会議室	700円		500円	700円	1,000円	1,500円	20%増
		使用時間	午前9時から	正午から	午後5時から																																																																										
		部屋名	正午まで	午後5時まで	午後10時まで																																																																										
		小集会室 (40㎡未満)	220円	250円	370円																																																																										
中集会室 (40㎡以上150㎡未満)	430円	500円	760円																																																																												
大ホール (150㎡以上)	870円	1,010円	1,520円																																																																												
調理実習室	650円	760円	1,140円																																																																												
冷暖房装置	その室の使用料の2分の1の額																																																																														
使用時間	8:30～	8:30～	17:30～	13:00～	8:30～	冷暖房																																																																									
部屋名	17:00	12:30	21:30	21:30	21:30	期間																																																																									
大会議室	1,500円	13:00～	1,000円	1,500円	2,000円	20%増																																																																									
		17:00																																																																													
小会議室	700円		500円	700円	1,000円	1,500円	20%増																																																																								
※公民館活動や同好会活動など、地域住民の教育、学術、文化の増進に資すると認められる場合は、使用料を減免している。						※国分寺町内の団体又は公益のために使用する場合は、使用料を減免している。																																																																									
		問 題 点 ・ 課 題																																																																													
		対 応 策																																																																													
		調 整 案																																																																													

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目		24－20 社会教育事業									
分 類		公民館									
現 況											
項 目		高 松 市								香 南 町	
1 施設の概要		・地区公民館 41館								・中央公民館 (所在地) 香南町大字由佐1167番地 (延床面積) 1,158㎡ (構造) 鉄筋コンクリート造2階建 (施設概要) 図書室、調理実習室、講堂ホール、 視聴覚室、講座室、研修室、娯楽室等	
		公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造		公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	
	1	二番丁	663.19	450.87	RC2F		22 前田	1,913.86	450.75	RC2F	
	2	四番丁	428.28	450.66	RC2F		23 川添	1,515.05	671.30	RC2F	
	3	亀阜	348.23	450.54	RC2F		24 林	1,143.32	450.64	RC2F	
	4	栗林	1,097.37	450.76	RC2F		25 三谷	1,426.01	450.20	RC2F	
	5	花園	350.00	503.00	RC3F		26 仏生山	1,470.85	650.97	RC2F	
	6	松島	1,159.05	672.11	RC2F		27 一宮	1,904.00	650.77	RC1F	
	7	築地	333.73	450.38	RC2F		28 多肥	1,490.74	450.68	RC2F	
	8	新塩屋町	542.01	450.76	RC2F		29 川岡	1,218.69	450.23	RC2F	
	9	日新	251.23	502.20	RC3F		30 円座	1,403.76	450.63	RC2F	
	10	鶴尾	1,562.51	578.08	RC2F		31 檀紙	2,336.00	450.17	RC2F	
	11	太田	1,516.30	450.79	RC2F		32 弦打	2,024.59	673.48	RC2F	
	12	太田中央	1,500.44	420.38	RC2F		33 鬼無	1,524.67	450.51	RC2F	
	13	太田南	1,919.35	420.15	RC2F		34 香西	1,132.55	650.61	RC2F	
	14	木太	1,697.70	450.71	RC2F		35 下笠居	843.16	522.20	RC2F	
	15	木太南	1,453.66	420.62	RC2F		36 女木	712.56	400.92	SALC2F	
	16	木太北部	1,254.00	420.56	RC2F		37 男木	327.30	400.66	SALC2F	
	17	古高松	1,021.06	450.51	RC2F		38 川島	1,852.81	650.80	RC2F	
	18	古高松南	1,333.81	420.49	RC2F		39 十河	1,251.97	400.86	RC2F	
	19	屋島	1,826.71	450.42	RC2F		40 東植田	1,048.00	400.00	RC2F	
	20	屋島西	1,421.02	424.58	RC2F		41 西植田	1,395.58	400.27	RC2F	
	21	屋島東	2,650.37	420.76	RC2F						
RC：鉄筋コンクリート SALC：鉄骨造軽量気泡コンクリートパネル張											
		・管理公民館								・該当なし。	
		公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造						
	1	鶴尾中部	86.83	86.83	木造1F						

部会名	教 育
-----	-----

問題点・課題
公民館の開館時間等に差異がある。

対応策
香南町の中央公民館については、高松市に引き継ぐ。 香南町の中央公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時まで調整する。

調整案
香南町の中央公民館については、高松市に引き継ぐ。 香南町の中央公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時まで調整する。

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24－20 社会教育事業	
分 類	公民館	
現 況		
項 目	高 松 市	香 南 町
2 開館時間等	・開館時間 午前9時～午後10時(ただし、日曜日は午後5時まで) ・休館日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年1月3日まで	・開館時間 午前9時～午後10時 ・休館日 毎月第2、第4日曜日 12月28日から翌年1月4日まで
3 公民館事業	・公民館講座 地域住民の学習要求に応えるため、人権学習・家庭教育・ボランティア学習等の現代的課題や、学校週5日制に対応した講座を実施している。 ・同好会活動 地域住民の自主的な学習活動として、同好会活動が行われている。 ・貸館 各地域住民の生涯学習に係る場を提供し、生涯学習の振興を図るため、各公民館のホールや会議室を貸出している。	・公民館講座 町民の生涯学習の場として、現代的な課題による講座や各種趣味の講座、また学校週5日制に対応した子ども教室、ボランティア教室等を実施している。 ・同好会活動 高松市と同じ。 ・貸館 高松市と同じ。

部会名	教 育
-----	-----

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業																																																																																									
分類	公民館																																																																																									
項目	現 況					現 況																																																																																				
4 使用料	高 松 市					香 南 町																																																																																				
	・公民館使用料					・中央公民館使用料																																																																																				
	<table><tr><td>使用時間</td><td>午前9時から 正午まで</td><td>正午から午後5 時まで</td><td>午後5時から午 後10時まで</td></tr><tr><td>部屋名</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>小集会室 (40㎡未満)</td><td>220円</td><td>250円</td><td>370円</td></tr><tr><td>中集会室 (40㎡ 以上150㎡未満)</td><td>430円</td><td>500円</td><td>760円</td></tr><tr><td>大ホール (150㎡ 以上)</td><td>870円</td><td>1,010円</td><td>1,520円</td></tr><tr><td>調理実習室</td><td>650円</td><td>760円</td><td>1,140円</td></tr><tr><td>冷暖房装置</td><td colspan="3">その室の使用料の2分の1の額</td></tr></table>					使用時間	午前9時から 正午まで	正午から午後5 時まで	午後5時から午 後10時まで	部屋名				小集会室 (40㎡未満)	220円	250円	370円	中集会室 (40㎡ 以上150㎡未満)	430円	500円	760円	大ホール (150㎡ 以上)	870円	1,010円	1,520円	調理実習室	650円	760円	1,140円	冷暖房装置	その室の使用料の2分の1の額			<table><tr><td rowspan="3">室名</td><td rowspan="3">区分</td><td colspan="4">基本使用料金</td></tr><tr><td colspan="2">昼 間</td><td>夜 間</td><td>全 日</td></tr><tr><td>9時～13時</td><td>13時～17時</td><td>17時～22時</td><td>9時～22時</td></tr><tr><td rowspan="4">一階</td><td>第1講座室</td><td>2,000</td><td>2,000</td><td>3,000</td><td>5,000</td></tr><tr><td>第2講座室</td><td>2,000</td><td>2,000</td><td>3,000</td><td>5,000</td></tr><tr><td>修 礼 室</td><td>3,000</td><td>3,000</td><td>4,000</td><td>7,000</td></tr><tr><td>娛 楽 室</td><td>3,000</td><td>3,000</td><td>4,000</td><td>7,000</td></tr><tr><td rowspan="2">二階</td><td>講 堂</td><td>4,000</td><td>4,000</td><td>6,000</td><td>10,000</td></tr><tr><td>第1研修室</td><td>1,000</td><td>1,000</td><td>2,000</td><td>3,000</td></tr><tr><td></td><td>第2研修室</td><td>1,000</td><td>1,000</td><td>2,000</td><td>3,000</td></tr></table>					室名	区分	基本使用料金				昼 間		夜 間	全 日	9時～13時	13時～17時	17時～22時	9時～22時	一階	第1講座室	2,000	2,000	3,000	5,000	第2講座室	2,000	2,000	3,000	5,000	修 礼 室	3,000	3,000	4,000	7,000	娛 楽 室	3,000	3,000	4,000	7,000	二階	講 堂	4,000	4,000	6,000	10,000	第1研修室	1,000	1,000	2,000	3,000		第2研修室	1,000	1,000	2,000	3,000
使用時間	午前9時から 正午まで	正午から午後5 時まで	午後5時から午 後10時まで																																																																																							
部屋名																																																																																										
小集会室 (40㎡未満)	220円	250円	370円																																																																																							
中集会室 (40㎡ 以上150㎡未満)	430円	500円	760円																																																																																							
大ホール (150㎡ 以上)	870円	1,010円	1,520円																																																																																							
調理実習室	650円	760円	1,140円																																																																																							
冷暖房装置	その室の使用料の2分の1の額																																																																																									
室名	区分	基本使用料金																																																																																								
		昼 間		夜 間	全 日																																																																																					
		9時～13時	13時～17時	17時～22時	9時～22時																																																																																					
一階	第1講座室	2,000	2,000	3,000	5,000																																																																																					
	第2講座室	2,000	2,000	3,000	5,000																																																																																					
	修 礼 室	3,000	3,000	4,000	7,000																																																																																					
	娛 楽 室	3,000	3,000	4,000	7,000																																																																																					
二階	講 堂	4,000	4,000	6,000	10,000																																																																																					
	第1研修室	1,000	1,000	2,000	3,000																																																																																					
	第2研修室	1,000	1,000	2,000	3,000																																																																																					
	※公民館活動や同好会活動など、地域住民の教育、学術、文化の増進に資すると認められる場合は使用料を減免している。					※香南町内の団体または、公益のために使用する場合は、使用料を減免している。																																																																																				

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 , 課 題

[illegible]

对 应 策

--	--

調	敕正	案
---	----	---

[illegible]

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－20 社会教育事業										
分 類	公民館										
現 況											
項 目	高 松 市										
1 施設の概要	・地区公民館 41館										
		公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造		公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	
	1	二番丁	663.19	450.87	RC2F	22	前田	1,913.86	450.75	RC2F	
	2	四番丁	428.28	450.66	RC2F	23	川添	1,515.05	671.30	RC2F	
	3	亀阜	348.23	450.54	RC2F	24	林	1,143.32	450.64	RC2F	
	4	栗林	1,097.37	450.76	RC2F	25	三谷	1,426.01	450.20	RC2F	
	5	花園	350.00	503.00	RC3F	26	仏生山	1,470.85	650.97	RC2F	
	6	松島	1,159.05	672.11	RC2F	27	一宮	1,904.00	650.77	RC1F	
	7	築地	333.73	450.38	RC2F	28	多肥	1,490.74	450.68	RC2F	
	8	新塩屋町	542.01	450.76	RC2F	29	川岡	1,218.69	450.23	RC2F	
	9	日新	251.23	502.20	RC3F	30	円座	1,403.76	450.63	RC2F	
	10	鶴尾	1,562.51	578.08	RC2F	31	檀紙	2,336.00	450.17	RC2F	
	11	太田	1,516.30	450.79	RC2F	32	弦打	2,024.59	673.48	RC2F	
	12	太田中央	1,500.44	420.38	RC2F	33	鬼無	1,524.67	450.51	RC2F	
	13	太田南	1,919.35	420.15	RC2F	34	香西	1,132.55	650.61	RC2F	
	14	木太	1,697.70	450.71	RC2F	35	下笠居	843.16	522.20	RC2F	
	15	木太南	1,453.66	420.62	RC2F	36	女木	712.56	400.92	SALC2F	
	16	木太北部	1,254.00	420.56	RC2F	37	男木	327.30	400.66	SALC2F	
	17	古高松	1,021.06	450.51	RC2F	38	川島	1,852.81	650.80	RC2F	
	18	古高松南	1,333.81	420.49	RC2F	39	十河	1,251.97	400.86	RC2F	
	19	屋島	1,826.71	450.42	RC2F	40	東植田	1,048.00	400.00	RC2F	
	20	屋島西	1,421.02	424.58	RC2F	41	西植田	1,395.58	400.27	RC2F	
	21	屋島東	2,650.37	420.76	RC2F						
	RC：鉄筋コンクリート SALC：鉄骨造軽量気泡コックートパネル張										
	・管理公民館										
	公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造							
1	鶴尾中部	86.83	86.83	木造1F							
・公民館 1館(庵治町民会館)											
(敷地面積) 2,844㎡											
(延べ床面積) 1,516㎡											
(構造) 鉄筋コンクリート造3階建											
(施設概要) 図書室、小会議室、和室、											
大会議室、会議室、講座室、											
視聴覚室、調理実習室、茶室、											
団体室											
・管理公民館											
該当なし。											

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
公民館の開館日、開館時間等に差異がある

策	応	対
庵治町の公民館については、高松市に引き継ぐ。 庵治町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時まで調整する。		

調	整	案
庵治町の公民館については、高松市に引き継ぐ。 庵治町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時まで調整する。		

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24－20 社会教育事業	
分 類	公民館	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
2 開館時間等	・開館時間 午前9時～午後10時 (ただし、日曜日は午後5時まで) ・休館日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年1月3日まで	・開館時間 午前9時～午後10時 (ただし、日曜日及び月曜日に当たる国民の祝日に関する法律に規定する祝日については午後5時まで) ・休館日 月曜日 (その日が祝日法に規定する祝日に当たるときは、その翌日) 月曜日を除く国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年1月3日まで
3 公民館事業	・公民館講座 地域住民の学習要求に応えるため、人権学習・家庭教育・ボランティア学習等の現代的課題や、学校週5日制に対応した講座を実施している。 ・同好会活動 地域住民の自主的な学習活動として、同好会活動が行われている ・貸館 各地域住民の生涯学習に係る場を提供し、生涯学習の振興を図るため、各地区公民館のホールや会議室を貸出している。	・公民館講座 地域住民の学習要求に応えるため、趣味や教養を高める文化講座や、学校週5日制に対応した講座を実施している。 ・同好会活動 高松市と同じ。 ・貸館 地域住民の生涯学習に係る場を提供し、生涯学習の振興を図るため、町民会館のホールや会議室を貸出している。

部会名	教育
-----	----

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－20 社会教育事業																																																					
分 類	公民館																																																					
現 況																																																						
項 目	高 松 市		庵 治 町																																																			
4 使用料	・公民館使用料			・庵治町公民館使用料																																																		
	使用時間	午前9時から	午後から	午後5時から																																																		
	区分	正午まで	午後5時まで	午後10時まで																																																		
	小会議室 (40㎡未満)	220円	250円	370円																																																		
	中会議室 (40㎡以上150㎡未満)	430円	500円	760円																																																		
	大ホール (150㎡以上)	870円	1,010円	1,520円																																																		
	調理実習室	650円	760円	1,140円																																																		
	冷暖房装置	その室の使用料の2分の1の額																																																				
	※公民館活動や同好会活動など、地域住民の教育、学術、文化の増進に資すると認められる場合は、使用料を減免している。			※冷暖房を使用する場合は、1時間につき大会議室と和室については1,000円、その他については200円加算する。 ※減額団体については午前、午後、夜間それぞれ1回につき1時間の料金を加算する。																																																		
	<table><tr><td colspan="2">町民会館使用料</td><td colspan="2">夜 間</td></tr><tr><td rowspan="2">区 分</td><td colspan="2">午前・午後</td><td rowspan="2">通常額</td><td rowspan="2">減免額</td></tr><tr><td>通常額</td><td>減免額</td></tr><tr><td>1階 小会議室</td><td>600円</td><td>200円</td><td>800円</td><td>200円</td></tr><tr><td>1階 和室</td><td>1,100円</td><td>350円</td><td>1,700円</td><td>550円</td></tr><tr><td>2階 大会議室</td><td>1,300円</td><td>400円</td><td>1,700円</td><td>550円</td></tr><tr><td>2階 会議室</td><td>1,100円</td><td>350円</td><td>1,500円</td><td>450円</td></tr><tr><td>2階 講座室</td><td>1,100円</td><td>350円</td><td>1,500円</td><td>450円</td></tr><tr><td>2階 視聴覚室</td><td>1,100円</td><td>350円</td><td>1,500円</td><td>450円</td></tr><tr><td>2階 調理室</td><td>1,100円</td><td>1,100円</td><td>1,500円</td><td>1,500円</td></tr><tr><td>2階 茶室</td><td>1,100円</td><td>350円</td><td>1,500円</td><td>450円</td></tr></table>				町民会館使用料		夜 間		区 分	午前・午後		通常額	減免額	通常額	減免額	1階 小会議室	600円	200円	800円	200円	1階 和室	1,100円	350円	1,700円	550円	2階 大会議室	1,300円	400円	1,700円	550円	2階 会議室	1,100円	350円	1,500円	450円	2階 講座室	1,100円	350円	1,500円	450円	2階 視聴覚室	1,100円	350円	1,500円	450円	2階 調理室	1,100円	1,100円	1,500円	1,500円	2階 茶室	1,100円	350円	1,500円
町民会館使用料		夜 間																																																				
区 分	午前・午後		通常額	減免額																																																		
	通常額	減免額																																																				
1階 小会議室	600円	200円	800円	200円																																																		
1階 和室	1,100円	350円	1,700円	550円																																																		
2階 大会議室	1,300円	400円	1,700円	550円																																																		
2階 会議室	1,100円	350円	1,500円	450円																																																		
2階 講座室	1,100円	350円	1,500円	450円																																																		
2階 視聴覚室	1,100円	350円	1,500円	450円																																																		
2階 調理室	1,100円	1,100円	1,500円	1,500円																																																		
2階 茶室	1,100円	350円	1,500円	450円																																																		

部会名	教育
-----	----

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24－23 文化振興事業	
分 類	文化団体の育成・支援事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 文化協会活動補助	(名称) 高松市文化協会 (組織) 4部門別協会に、120団体が加盟している。 (平成16年3月31日現在) (補助内容) 高松市文化協会の運営に対して行っている。	(名称) 塩江町文化協会 (組織) 部門別協会はなく、18の団体により構成されている。 (補助内容) 高松市と同じ。
2 文化団体事業補助	(目的) 各文化芸術団体の行う市民文化の向上・発展に資する事業に対して補助金を支出し、各文化芸術団体の事業促進と活性化を図る。 (補助団体) 年度当初に申請があり、市長が適当と認めた事業を実施する団体 (補助内容) 文化振興活動に対し、予算の範囲内において各団体に対して補助を行っている。	(目的) 高松市と同じ。 (補助団体) 塩江町文化協会が事業主体となっている。 (補助内容) 文化協会活動補助に含まれている。
3 芸術文化活動事業補助	(目的) 芸術文化に関する事業に必要な経費を補助し、自主的な芸術文化活動の促進を図る。 (補助団体) 28団体(平成14年度実績) (補助額) 4,790千円(平成14年度実績)	該当なし。

部会名	文化
-----	----

問題点・課題
両市町の文化協会の組織に差異がある。

対応策
高松市の制度に統一する。 塩江町文化協会については、高松市の地区文化協会として取り扱うものとする。 なお、塩江町文化協会に加盟している団体については、高松市文化協会の部門別協会に加盟している団体との統合等について、合併時まで調整するものとする。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24－23 文化振興事業	
分 類	図書館事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 ブックスタート事業	(内容) 4ヶ月児を対象に、図書の無償配布及び読み聞かせの指導を行う。 (実施場所) 4ヶ月児相談会場 〔高松市保健センター及び各公民館〕 (配布冊数) 2冊/人	(内容) 高松市と同じ。 (実施場所) 高松市と同じ。 〔塩江町保健センター〕 (配布冊数) 高松市と同じ。
2 児童行事	(内容) ボランティアの方により、本の読み聞かせ等を行っている。 (開催時期) 週に1回程度 (開催場所) 図書館本館	(内容) 外部団体により、絵本読み聞かせ会を行っている。 (開催時期) 読書月間にあわせて年1回程度 (開催場所) 塩江町保健センター
3 移動図書館の巡回	移動図書館車2台により、市内71か所のステーションを月1回(うち、7か所は月2回)巡回	県立図書の巡回図書において、役場本庁と塩江支所、上西支所の3か所で実施(町単独ではなし) 県立図書館の貸出資料の返却受付を塩江本庁で実施。

部会名	文化
-----	----

問題点・課題
・児童行事の開催時期等に差異がある。 ・移動図書館の巡回について、塩江町では県立図書館の巡回図書を利用している。

対応策
・児童行事については、高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町で実施する児童行事の開催場所については、塩江町の現行のとおりとする。 ・移動図書館については、高松市図書館の移動図書館車により巡回するものとし、箇所については、合併時まで調整するものとする。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24－23 文化振興事業	
分 類	図書館事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 川 町
1 ブックスタート事業	(内容) 4か月児を対象に、図書の無償配布及び読み聞かせの指導を行う。 (実施場所) 4か月児相談会場 〔高松市保健センター及び各公民館〕 (配布冊数) 2冊／人	(内容) 高松市と同じ。 (実施場所) 4か月児乳児健診会場 〔香川町保健福祉総合センター〕 (配布冊数) 高松市と同じ。
2 児童行事	(内容) ボランティアの方により、本の読み聞かせ等を行っている。 (開催時期) 週に1回程度 (開催場所) 図書館本館	(内容) 高松市と同じ。 (開催時期) 随時 (開催場所) 公民館等
3 移動図書館の巡回	移動図書館車2台により、市内71か所のステーションを月1回(うち、7か所は月2回)巡回	県立図書館の巡回文庫により、公民館図書室で実施。(町単独では実施していない。) また、県立図書館の貸出資料の返却受付を公民館図書室で行っている。

部会名	文化
-----	----

問題点・課題
・児童行事の開催時期等に差異がある。 ・移動図書館の巡回について、香川町では、県立図書館の巡回文庫を利用している。

対応策
・高松市の制度に統一する。 ・香川町地域の児童行事については、現行のとおりとする。 ・移動図書館については、高松市図書館の移動図書館車により巡回するものとし、巡回箇所については、合併時まで調整するものとする。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－22 文化振興事業	
分 類	図書館事業	
現 況		
項 目	高 松 市	国 分 寺 町
1 ブックスタート事業	(内容) 4か月児を対象に、図書の無償配布及び読み聞かせの指導を行う。 (実施場所) 4か月児相談会場 〔高松市保健センター及び各公民館〕 (配布冊数) 2冊/人	(内容) 高松市と同じ。 (実施場所) 国分寺町立図書館 (配布冊数) 高松市と同じ。
2 児童行事	(内容) ボランティアの方により、本の読み聞かせ等を行っている。 (開催時期) 週に1回程度 (開催場所) 図書館本館	(内容) 高松市と同じ。 (開催時期) 月に1回程度 (開催場所) 国分寺町立図書館
3 移動図書館の巡回	移動図書館車2台により、市内71か所のステーションを月1回(うち、7か所は月2回)巡回	該当なし。

部会名	文化
-----	----

問題点・課題
・児童行事の開催時期等に差異がある。 ・国分寺町では、移動図書館がない。

対応策
・高松市の制度に統一する。 ・国分寺町地域の児童行事については、現行のとおりとする。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24ー21 文化振興事業	
分 類	図書館事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 南 町
1 ブックスタート事業	(内容) 4ヶ月児を対象に、図書の無償配布及び読み聞かせの指導を行う。 (実施場所) 4ヶ月児相談会場 〔高松市保健センター及び各公民館〕 (配布冊数) 2冊/人	該当なし。
2 児童行事	(内容) ボランティアの方により、本の読み聞かせ等を行っている。 (開催時期) 週に1回程度 (開催場所) 図書館本館	(内容) ボランティア3名により、本の読み聞かせ等を行っている。 (開催時期) 月に2回 (第1・3水曜日) (開催場所) 中央公民館研修室
3 移動図書館の巡回	移動図書館車2台により、市内71か所のステーションを月1回 (うち、7か所は月2回) 巡回	県立図書館の巡回文庫により、中央公民館で実施。(町単独では、実施していない。) また、県立図書館の貸出資料の返却受付を中央公民館で行っている。

部会名	文化
-----	----

問題点・課題
・香南町では、ブックスタート事業を実施していない。 ・児童行事の開催時期等に差異がある。 ・移動図書館の巡回について、香南町では、県立図書館の巡回文庫を利用している。

対応策
・高松市の制度に統一する。 ・香南町地域の児童行事については、現行のとおりとする。 ・移動図書館については、高松市図書館の移動図書館車により、巡回するものとし、巡回箇所については、合併時までに調整するものとする。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－21 文化振興事業	
分 類	図書館事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 ブックスタート事業	(内容) 4か月児を対象に、図書の無償配布及び読み聞かせの指導を行う。 (実施場所) 4か月児相談会場 〔高松市保健センター及び各公民館〕 (配布冊数) 2冊/人	(内容) 10か月児を対象に、図書の無償配布及び読み聞かせの指導を行う。(偶数月) (実施場所) 10か月児相談会場 〔保健福祉センター〕 (配布冊数) 高松市と同じ。
2 児童行事	(内容) ボランティアにより、本の読み聞かせ等を行っている。 (開催時期) 週に1回程度 (開催場所) 図書館本館	(内容) 高松市と同じ。 行っている。 (開催時期) 年に4回程度 (開催場所) 町民会館図書室
3 移動図書館の巡回	移動図書館車2台により、市内71か所のステーションを月1回(うち、7か所は月2回)巡回	県立図書館の巡回文庫により、町民会館図書室で実施。(町単独では実施していない。) また、県立図書館の貸し出し資料の返却受付を町民会館図書室で行っている。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・ブックスタート事業での内容等に差異がある。 ・児童行事の開催時期等に差異がある。 ・移動図書館の巡回について、庵治町では、県立図書館の巡回文庫を利用している。

対 応 策
・高松市の制度に統一する。 ・庵治町地域の児童行事については、現行のとおりとする。 ・移動図書館については、高松市の移動図書館車により、巡回するものとし、巡回箇所については、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－23 その他の事業(女性政策)																																																														
分 類	女性センター管理・運営事業																																																														
現		況																																																													
項 目	高 松 市		国 分 寺 町																																																												
1 施設名称	高松市女性センター		国分寺町女性会館																																																												
2 設置目的	女性の自立と社会参画を促進し、男女平等社会の実現を図るため設置している。		女性の自立と社会参画を促進し、広く女性の活動に資するため設置しているが、設置目的に関わらず、貸館的に広く町民の利用に供している。																																																												
3 施設概要	(1) 開 館 平成7年8月1日 (2) 所在地 高松市錦町一丁目20番11号 (3) 構 造 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上5階の1、2階部分 (4) 施設内容 会議室、こどもの部屋、相談室、談話室、情報交流室、事務室等		(1) 開 館 平成7年10月1日 (2) 所在地 国分寺町新名430番地2 (3) 構 造 鉄筋コンクリート造 2階 (4) 施設内容 会議室、事務室等																																																												
4 開館時間等	(1) 開館時間 午前9時から午後9時まで ただし、土・日曜日は午後5時まで (2) 休館日 火曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで) (3) 会議室使用料 <table><tr><td></td><td>午前</td><td>午後</td><td>夜間</td></tr><tr><td></td><td>(9時～正午)</td><td>(13時～17時)</td><td>(18時～21時)</td></tr><tr><td>第1会議室</td><td>250円</td><td>370円</td><td>370円</td></tr><tr><td>第2会議室</td><td>250円</td><td>370円</td><td>370円</td></tr><tr><td>第3会議室</td><td>250円</td><td>370円</td><td>370円</td></tr></table> <table><tr><td></td><td>午前・午後</td><td>午後・夜間</td><td>全日</td></tr><tr><td></td><td>(9時～17時)</td><td>(13時～21時)</td><td>(9時～21時)</td></tr><tr><td>第1会議室</td><td>620円</td><td>740円</td><td>890円</td></tr><tr><td>第2会議室</td><td>620円</td><td>740円</td><td>890円</td></tr><tr><td>第3会議室</td><td>620円</td><td>740円</td><td>890円</td></tr></table>			午前	午後	夜間		(9時～正午)	(13時～17時)	(18時～21時)	第1会議室	250円	370円	370円	第2会議室	250円	370円	370円	第3会議室	250円	370円	370円		午前・午後	午後・夜間	全日		(9時～17時)	(13時～21時)	(9時～21時)	第1会議室	620円	740円	890円	第2会議室	620円	740円	890円	第3会議室	620円	740円	890円	(1) 開館時間 午前9時から午後9時まで (2) 休館日 年末年始(12月28日から1月4日まで) (3) 会議室使用料 <table><tr><td></td><td>午前</td><td>午後</td><td>夜間</td></tr><tr><td></td><td>(9時～12時30分)</td><td>(13時～17時)</td><td>(18時～21時)</td></tr><tr><td>第1会議室</td><td>600円</td><td>600円</td><td>900円</td></tr><tr><td>第2会議室</td><td>400円</td><td>400円</td><td>600円</td></tr><tr><td>第3会議室</td><td>400円</td><td>400円</td><td>600円</td></tr></table>		午前	午後	夜間		(9時～12時30分)	(13時～17時)	(18時～21時)	第1会議室	600円	600円	900円	第2会議室	400円	400円	600円	第3会議室	400円	400円	600円
	午前	午後	夜間																																																												
	(9時～正午)	(13時～17時)	(18時～21時)																																																												
第1会議室	250円	370円	370円																																																												
第2会議室	250円	370円	370円																																																												
第3会議室	250円	370円	370円																																																												
	午前・午後	午後・夜間	全日																																																												
	(9時～17時)	(13時～21時)	(9時～21時)																																																												
第1会議室	620円	740円	890円																																																												
第2会議室	620円	740円	890円																																																												
第3会議室	620円	740円	890円																																																												
	午前	午後	夜間																																																												
	(9時～12時30分)	(13時～17時)	(18時～21時)																																																												
第1会議室	600円	600円	900円																																																												
第2会議室	400円	400円	600円																																																												
第3会議室	400円	400円	600円																																																												

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
設置目的及び開館時間等に差異がある。

対 応 策
国分寺町女性会館については、高松市に引き継ぐ。 なお、女性会館の位置付け、開館時間等については、現行の利用形態等も踏まえる中で、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
国分寺町女性会館については、高松市に引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－23 その他の事業 (女性政策)	
分 類	女性センター管理・運営事業	
現 況		
項 目	高 松 市	国 分 寺 町
4 開館時間等 (つづき)	(4) 使用料の免除 市長は、必要があると認める場合は、使用料を免除 することができる。	(4) 使用料の免除 町長は、公益を目的とした使用と認めるときは、使 用料を免除することができる。

部会名	市民
-----	----

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24ー24 その他の事業 (青少年健全育成事業)	
分 類	青少年健全育成事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 実施主体	高松市が運営 不登校対策事業については、教育文化研究所 他の事業については、少年育成センター	香川南地区少年育成協議会が設置している、 香川南地区少年育成センターにおいて運営 (塩江町・香川町・香南町で構成)
2 事業内容	・巡視補導業務 問題行動や非行防止のための巡視補導を行う。 ・相談業務 青少年の多様な悩みに相談対応する。 ・地区住民会議サポート 地域住民の健全育成活動を支援する。 ・不登校対策 高松市塩上町に適応指導教室「虹の部屋」を設 置し、不登校の児童生徒の相談・指導等不登校対 策を展開 ・その他 環境浄化活動・広報啓発活動・研修等を行う。	・巡視補導業務 高松市と同じ。 ・相談業務 高松市と同じ。 ・地区住民会議サポート 高松市と同じ。 ・不登校対策 香川町に適応指導教室を設置し、不登校の児童 生徒の相談・指導等不登校対策を展開 ・その他 高松市と同じ。

部会名	教育
-----	----

問題点・課題
・実施主体に差異がある。 ・高松市の制度に統一した場合、香川南地区少年育成センターの不登校対策(適応指導教室事業)については、通級の距離が遠くなる。

対応策
高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。 塩江町地域における不登校対策(適応指導教室事業)については、現行のとおりとする。なお、香川南地区少年育成協議会の組織等に変更の必要が生じた場合については、改めて協議する。

調整案
高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。 なお、塩江町地域における不登校対策(適応指導教室事業)については、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-24 その他の事業(青少年健全育成事業)	
分類	青少年健全育成事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 川 町
1 実施主体	高松市が運営 不登校対策事業については、教育文化研究所 他の事業については、少年育成センター	香川南地区少年育成協議会が設置している、 香川南地区少年育成センターにおいて運営 (塩江町・香川町・香南町で構成)
2 事業内容	・巡視補導業務 問題行動や非行防止のための巡視補導を行う。 ・相談業務 青少年の多様な悩みに相談対応する。 ・地区住民会議サポート 地域住民の健全育成活動を支援する。 ・不登校対策 高松市塩上町に適応指導教室「虹の部屋」を設置し、不登校の児童生徒の相談・指導等不登校対策を展開 ・その他 環境浄化活動・広報啓発活動・研修等を行う。	・巡視補導業務 高松市と同じ。 ・相談業務 高松市と同じ。 ・地区住民会議サポート 高松市と同じ。 ・不登校対策 香川町に適応指導教室を設置し、不登校の児童生徒の相談・指導等不登校対策を展開 ・その他 高松市と同じ。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・実施主体に差異がある。 ・高松市の制度に統一した場合、香川町地域の不登校対策(適応指導教室事業)については、通級の距離が遠くなる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。 香川町地域における不登校対策(適応指導教室事業)については、現行のとおりとする。なお、香川南地区少年育成協議会の組織等に変更の必要が生じた場合については、改めて協議する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。 なお、香川町地域における不登校対策(適応指導教室事業)については、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24ー22 その他の事業(青少年健全育成事業)	
分 類	青少年健全育成事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 南 町
1 実施主体	高松市が運営 不登校対策事業については、教育文化研究所 他の事業については、少年育成センター	香川南地区少年育成協議会が設置している香川南地区少年育成センターにおいて運営 (塩江町・香川町・香南町で構成)
2 事業内容	・巡視補導業務 問題行動や非行防止のための巡視補導を行う。 ・相談業務 青少年の多様な悩みに相談対応する。 ・地区住民会議サポート 地域住民の健全育成活動を支援する。 ・不登校対策 高松市塩上町に適応指導教室「虹の部屋」を設置し、不登校の児童生徒の相談・指導等不登校対策を展開 ・その他 環境浄化活動・広報啓発活動・研修等を行う。	・巡視補導業務 高松市と同じ。 ・相談業務 高松市と同じ。 ・地区住民会議サポート 高松市と同じ。 ・不登校対策 香川町に適応指導教室を設置し、不登校の児童生徒の相談・指導等不登校対策を展開 ・その他 高松市と同じ。

部会名	教 育
-----	-----

問題点・課題
・実施主体に差異がある。 ・高松市の制度に統一した場合、香南町地域の不登校対策(適応指導教室事業)については、通級の距離が遠くなる。

対応策
高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。 香南町地域における不登校対策(適応指導教室事業)については、現行のとおりとする。 なお、香川南地区少年育成協議会の組織等に変更の必要が生じた場合については、改めて協議する。

調整案
高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。 なお、香南町地域における不登校対策(適応指導教室事業)については、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協 定 項 目	24ー24 その他の事業 (市・町民葬儀)	
分 類	葬斎場	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 運営主体	高松市 (高松市斎場公園)	香川南部葬斎場組合 (やすらぎ苑) (一部事務組合)
2 施設概要	(開設日) 平成4年4月1日 (構造・規模) 鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階建 (火葬部門) 火葬炉 10基 (大型炉 2基、普通炉 8基) 汚物炉 1基 エントランスホール 告別室 3室 収骨室 2室 霊安室 会議室 (斎場部門) 式場 1室 斎場ホール 控室 3室 (待合部門) 待合室 5室 (和室 3室、洋室 2室) 待合ホール 障害者用便所	【参考】 香川南部葬斎場組合 (やすらぎ苑) 概要 (開設日) 平成8年1月1日 (構造・規模) 鉄筋コンクリート造 平屋建 (火葬棟) 告別室 2室 見送りホール 火葬施設 5基 (大型炉 5基) 収骨室 2室 霊安室 (斎場棟) 1室 斎場 2室 待合室 (待合棟) 待合ロビー 3室 (和室 3室) 待合室 (動物炉棟) 動物用焼却炉 1基

部会名	市民
-----	----

問題点・課題
・運営主体に差異がある。 ・高松市では、火葬施設の市内使用料について、有料化を検討中である。

対応策
・合併後において、塩江町地域の住民は、高松市斎場公園を使用することができるものとする。 ・香川南部葬斎場組合の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時までに調整する。

調整案
高松市の制度に統一する。 ただし、香川南部葬斎場組合の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時までに調整する。

行政制度等現況調書・調整方針

協 定 項 目	24－24 その他の事業（市・町民葬儀）				
分 類	葬斎場				
現 況					
項 目	高 松 市				塩 江 町
3 施設使用料	1 火葬施設使用料				
	区 分		単位	使 用 料	
				市 内	市 外
	死 体	大人（12歳以上）	1体	無 料	40,000円
		小人（12歳未満）	1体	無 料	20,000円
	死 産 児		1胎	無 料	13,000円
	※ 市内の使用料について、有料化を検討中。				
	2 式場使用料				
	使 用 単 位			使 用 料 (単位当たり)	
	午 前 (午前9時～正午)			市内	31,500円
午 後 (午後零時30分～午後3時30分)			市外	63,000円	
※ 市内…市内に住所を有する者					
※ 市外…市内に住所を有しない者					
[参考] 香川南部葬斎場組合(やすらぎ苑) 使用料					
区 分		単 位	料 金		
			管内住民	管外住民	
火葬棟施設	火葬	12歳以上	1体	20,000円	80,000円
		12歳未満	1体	10,000円	40,000円
		死産児	1胎	5,000円	20,000円
		改葬遺骸	1体	5,000円	20,000円
		系統解剖遺体	主部1体分	10,000円	40,000円
		生体分離肢体	1体分	5,000円	20,000円
		産汚物等	1人分	5,000円	20,000円
		系統解剖遺体	残部1体分	5,000円	20,000円
斎待合場室	告別式	1時間30分以内	1回	30,000円	
		18時間以内	1回	40,000円	
	通夜	25時間以内	1回	54,000円	
		42時間以内	1回	88,000円	
		49時間以内	1回	102,000円	
待待合棟室	初七日	1室	3,000円		
霊安室	遺体の安置	24時間まで	10,000円	40,000円	
動物棟	犬猫等のペットの焼却	1体	5,000円	20,000円	

部 会 名	市 民
-------	-----

問題点・課題

[illegible]

对策

[illegible]

調	敷	案
---	---	---

[illegible]